

第2期 小美玉市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

小美玉市

はじめに



急速な少子化の進行や仕事と家庭の両立、子育ての孤立感と負担感の増加、児童虐待問題の深刻化など、その対策が喫緊の課題となるなか、小美玉市では子ども・子育て支援法に基づき平成26年度に「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもたちの育成と、子育て家庭を支援するために様々な施策を計画的、総合的に推進してまいりました。

この計画は平成27年度から5年間の計画であり、中間年の平成29年度には内閣府の示す「基本指針」に則り、人口推計と実態との乖離状況を考慮して、人口推計・量の見込み・確保方針の見直しを行ったところです。

令和元年度（2019年度）をもって計画期間が終了することを機に、本市の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、これまでの取組を引き継ぎ、さらに推進・発展させるため、新たに「第2期小美玉市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子ども・子育て支援法のねらいは、「すべての子どもに質の高い幼児期の教育と必要な保育を提供すること」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」です。

国においては、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」において、平成30年度末から令和3年度末までの3年間で女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿整備をすることとしています。また、令和元年度から幼児教育・保育の無償化を実施するなど、子育て支援対策を加速化しています。

一方で、平成24年に厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」の結果では、子どもの7人に1人が平均的な所得の半分以下の世帯、いわゆる貧困状況にあるなど、子育てをめぐる家庭や地域の状況は、年々変化しています。

本計画では、社会状況の変化に対応しながら、第1期計画で掲げた「ともに育ち、ともに支えあいながら 喜びと夢に満ちた、心豊かな次代を育てよう」の基本理念を継続し、次代を担う子どもたちの育成と子育て家庭を支援するための目標を定め、具体的な事業・取組を盛り込んでいます。この計画の実現に向け、家庭、地域、関係機関や企業等の皆様と連携しながら今後も子育て支援に全力で取り組んでまいります。

本計画の円滑な推進に当たりまして、市民の皆様には今後ともなお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた小美玉市子ども・子育て会議委員の皆様、関係機関、団体等の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に係るアンケート調査等で多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

小美玉市長 島田 穰一

第2期 小美玉市子ども・子育て支援事業計画

<目次>

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の対象.....	4
第5節 計画の策定体制.....	4
第2章 小美玉市の現況.....	6
第1節 人口・世帯の状況.....	6
第2節 女性の労働力・婚姻の状況.....	8
第3節 ひとり親家庭の状況.....	10
第4節 子どもの貧困について.....	11
第5節 幼児期の教育・保育の状況.....	13
第6節 子ども・子育てに関するニーズ調査（基礎調査結果抜粋）.....	15
第3章 小美玉市子ども・子育て支援事業計画（第1期）の実施状況.....	21
第4章 計画の基本的な考え方.....	22
第1節 計画の基本理念.....	22
第2節 計画の基本目標.....	23
第3節 基本方針.....	24
第4節 施策の体系.....	26
第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策.....	27
第1節 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方.....	27
第2節 計画の推進方策.....	27
第6章 施策の展開.....	36
基本方針1 地域における子育て支援の充実.....	36
基本方針2 子どもと親の健康の確保.....	41
基本方針3 子どもを健やかに育てる教育環境の整備.....	49
基本方針4 職業生活と家庭生活の両立の推進.....	59
基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備.....	61
基本方針6 子どもの安全と人権の確保.....	63
基本方針7 特に援助を必要とする家庭への支援.....	67

第7章 計画の推進体制と進捗管理.....	71
第1節 計画の推進体制.....	71
第2節 計画の進捗管理.....	71
資料編.....	72
1. 小美玉市子ども・子育て会議条例.....	72
2. 小美玉市子ども・子育て会議議員名簿.....	74
3. 小美玉市子ども・子育て会議開催経過.....	75
4. 用語集.....	76

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国では、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加等により、待機児童が増加しています。

このような状況に対応し、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが重要です。質の高い教育・保育の安定的な提供や地域における子ども・子育て支援の充実を図ることにより、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することが必要とされています。

そこで、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする、「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。この新制度を円滑に実施するため、市区町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが必要となりました。

国では、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和3年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。また、就学児童においても、共働き家庭等の児童数の更なる増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

本市では、平成27年度の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、教育・保育の需要量の実態に合わせた整備計画である「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。これらの計画を通じて、市民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備や将来の本市を担う子どもたちへの支援等を総合的に進め、子育てに希望の持てるまちづくりを進めてまいりました。

令和元年度においては、「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」は最終年度となっていることから、今後より一層子育て支援を充実させるべく、これまでの市の取組を見直し、社会状況や市民の意識・現状の変化を反映した、後継計画である「第2期小美玉市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画では、社会状況の変化に対応するため、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援事業を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

第2節 計画の位置づけ

(1) 計画の目的

本計画は、幼稚園や保育所等に代表される、「教育・保育の事業」の「量の見込み」と「提供体制」を定めた「事業計画」としての側面と、かつ本市が安心して子育てができるまちとなるよう、その他の取り組むべき様々なテーマや課題に対応し、「子どもの最善の利益」を実現するための計画です。

(2) 法的根拠

本計画は、平成24年8月公布の「子ども・子育て支援法 第61条」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

子ども・子育て支援法(抜粋)

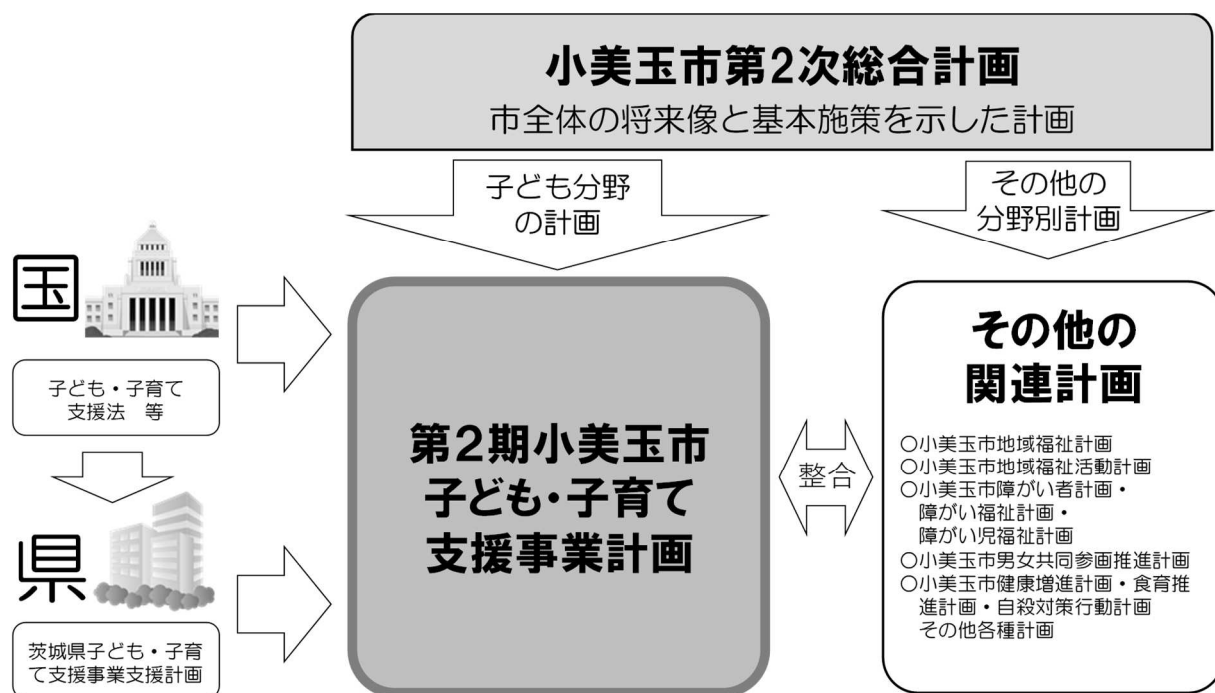
第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(3) 本市の他計画との関係性

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「小美玉市第2次総合計画」のうち、「子ども」分野の施策を具体的に示す部門別計画として、平成27年度から令和元年度までの前回計画に位置づけた施策や事業の課題や評価を反映し、引き継ぐとともに、子ども・子育て支援法等の規定により、子ども・子育て支援事業に関する事項を定める計画として位置づけられます。また、本市の他の計画との整合性が保たれたものとなります。



第3節 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までを期間とする5か年計画です。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
子ども・子育て支援事業計画	計画策定						小美玉市子ども・子育て支援事業計画				
							計画策定				
							第2期小美玉市子ども・子育て支援事業計画				

第4節 計画の対象

障がい、疾病、虐待、貧困、国籍、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭及び団体を対象とします。

第5節 計画の策定体制

アンケート調査の実施や会議の開催により、市民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

(1) 基礎調査の実施

平成30年度に、幼稚園・保育所・放課後児童クラブ等の教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等の利用状況や利用希望を把握することを目的として、市民に対しアンケート調査を実施しました。

- 調査区域 小美玉市全域
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 平成31年2月15日～3月1日
- 回収結果

調査名	調査対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者用アンケート調査	就学前児童がいる家庭の保護者	1,000件	470件	47.0%
小学生保護者用アンケート調査	小学生がいる家庭の保護者	1,000件	503件	50.3%

(2) 会議の開催

学識経験者、教育・保育関係者、子どもの保護者等から構成される「小美玉市子ども・子育て会議」において、計画内容について検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く市民の意見収集に取り組みました。

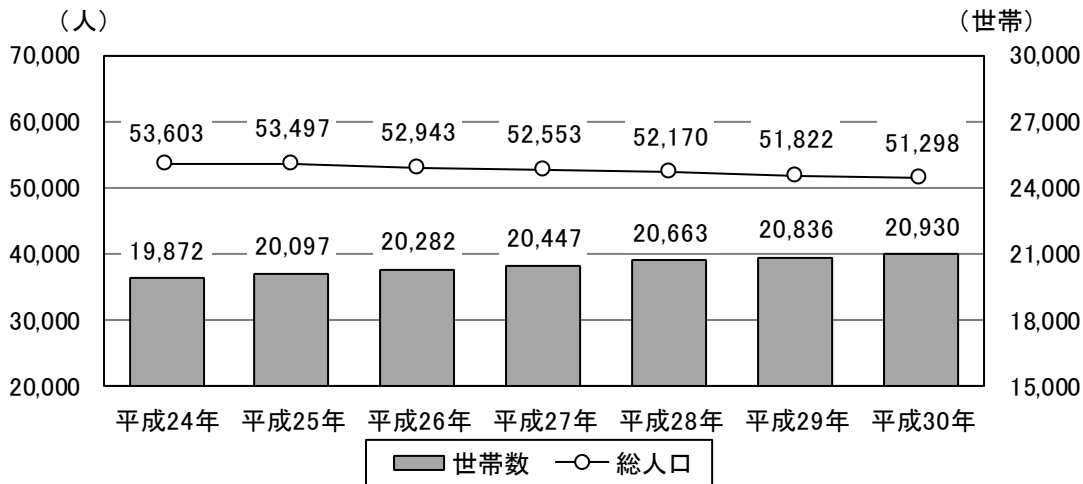
第2章 小美玉市の現況

第1節 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、漸減傾向となっており、平成30年では平成24年に比べ2,305人減少の51,298人となっています。

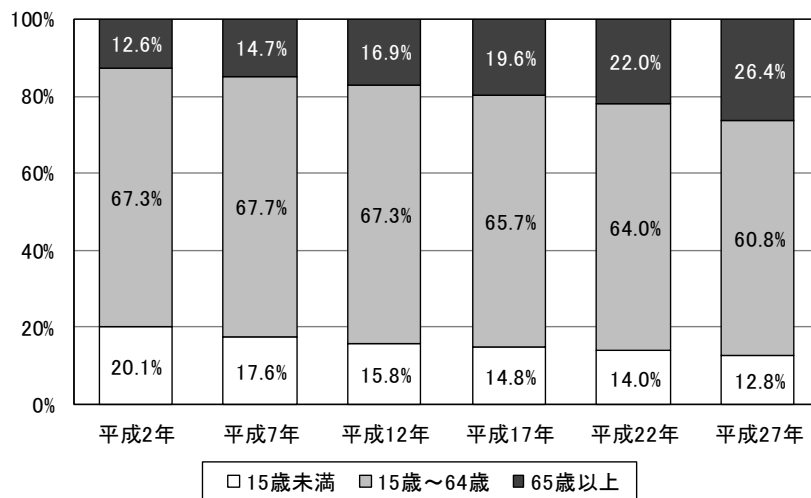
一方、世帯数は増減を繰り返しており、平成30年では平成24年に比べ1,058世帯増加の20,930世帯となっています。



(出典：住民基本台帳、各年10月1日現在)

(2) 人口構成の推移

人口構成を見ると65歳以上の高齢者人口が増加し、15歳未満の年少人口が減少しています。特に年少人口は平成2年に比べ7.3ポイント減少し、平成27年には12.8%となっており、本市においても少子高齢化の傾向が顕著に表れています。

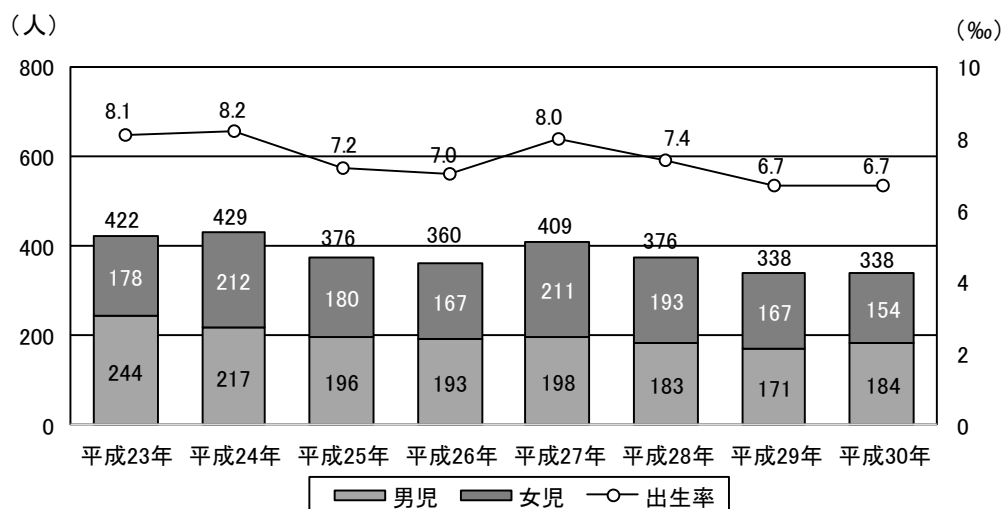


注) 平成17年までは小川町・美野里町・玉里村の合計を算出しています。

(出典：総務省「国勢調査」)

(3) 出生数の推移

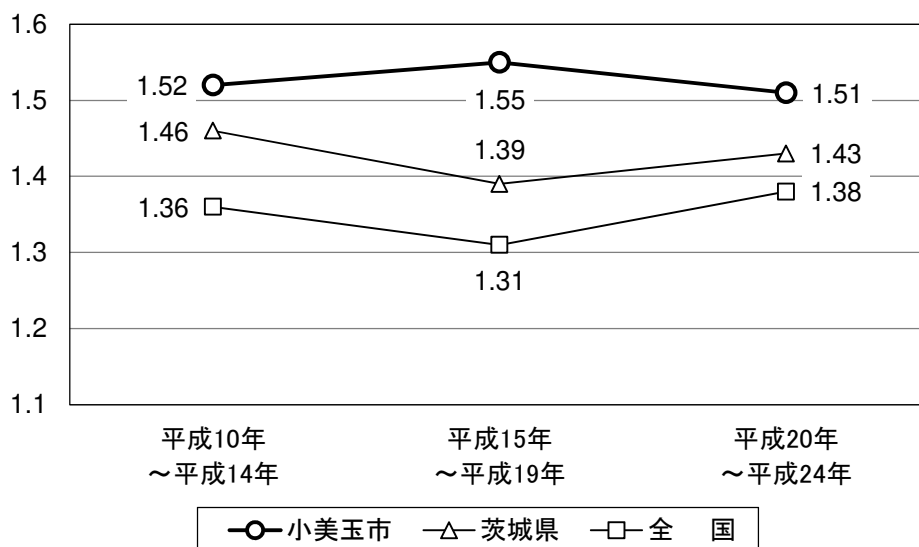
本市における出生数の推移は減少傾向となっており、平成30年では男児184人、女児154人、計338人となっています。出生率も同様に減少傾向にあり、平成30年で6.7‰(0.67%)となっています。



(出典：茨城県「常住人口調査」)

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率を見ると国と県よりも高い状況にありますが、平成20年～平成24年では前回統計値より0.04ポイント減少し、1.51となっています。いずれも人口を維持するのに必要と言われている2.08を大きく下回っています。



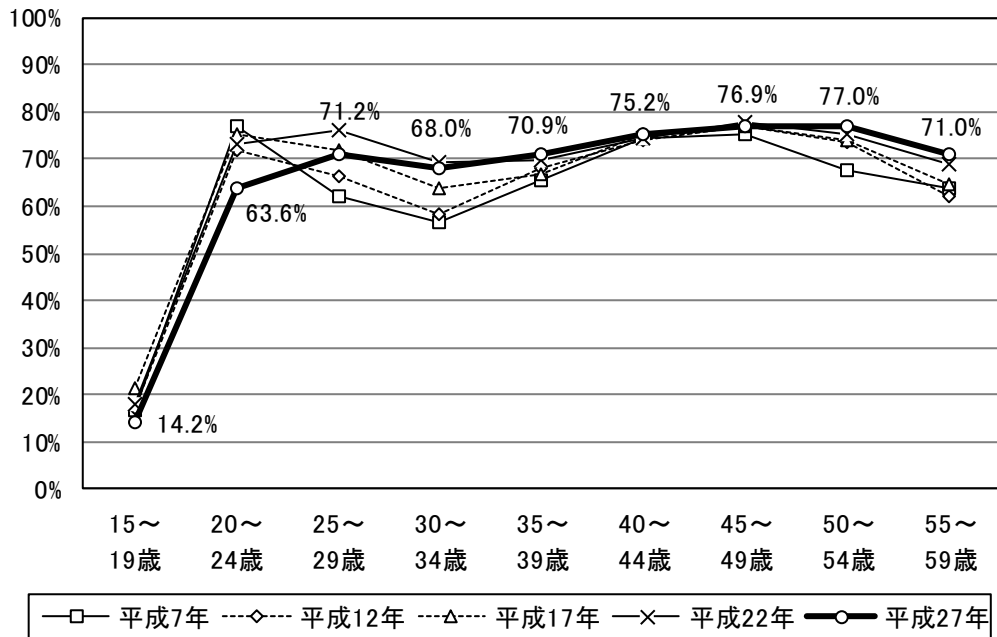
注) 平成10年～平成14年の小美玉市合計特殊出生率は小川町・美野里町・玉里村の平均値を算出しています。

(出典：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」)

第2節 女性の労働力・婚姻の状況

(1) 女性の労働力率の推移

平成27年における女性の労働力率は、25歳以上において高い労働力率を示しています。経年的に見ると、結婚、出産、育児期に女性が離職し、子育てが終わると再び労働力となる、いわゆる女性の労働力率の「M字型曲線」は緩やかになってきていることがわかります。



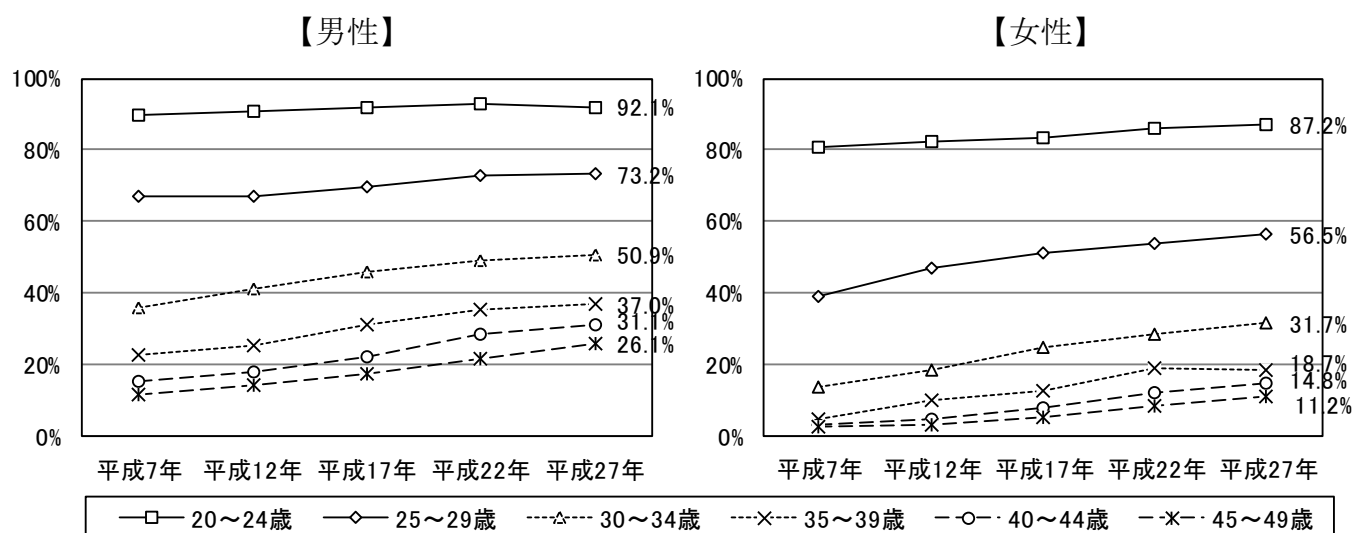
注) 平成17年までは小川町・美野里町・玉里村の合計を算出しています。

(出典：総務省「国勢調査」)

(2) 未婚率の推移

国勢調査によると、本市の平成27年時点の男性の未婚率は、30～34歳で50.9%、35～39歳で37.0%、40～44歳で31.1%となっており、40代はおおよそ3人に1人が未婚者となっています。経年的に見ると、29歳以下の未婚率はおおむね横ばいか、漸増傾向であるのに対し、30歳以上の未婚率は顕著な増加傾向がうかがえます。

女性の未婚率は25～29歳が56.5%、30～34歳が31.7%、35～39歳が18.7%となっており、経年的に見るとすべての年代でおおむね増加傾向を示しています。



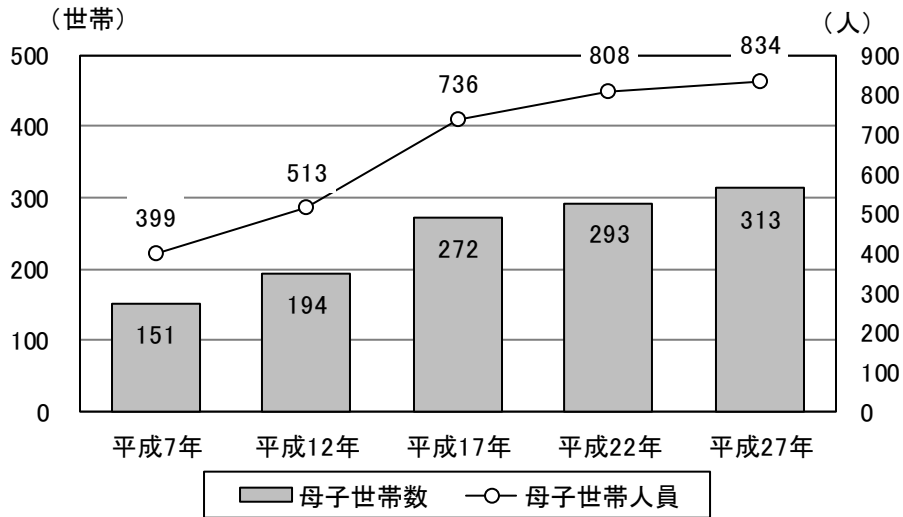
注) 平成17年までは小川町・美野里町・玉里村の合計を算出しています。

(出典：総務省「国勢調査」)

第3節 ひとり親家庭の状況

(1) 母子世帯数・人員数

国勢調査による母子世帯数は、平成27年で313世帯となり、平成7年151世帯から162世帯の増加となっています。また、母子世帯人員は平成27年で834人、1世帯当たり2.66人となっています。

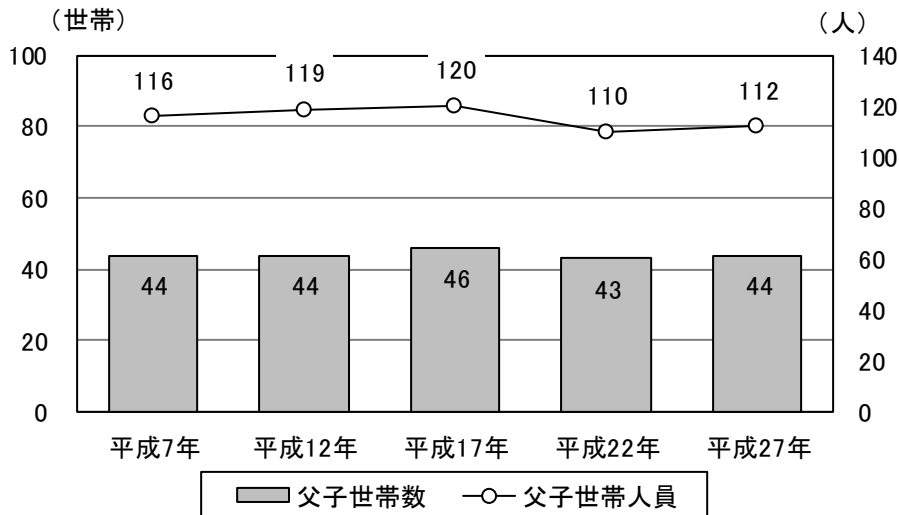


注) 平成17年までは小川町・美野里町・玉里村の合計を算出しています。

(出典：総務省「国勢調査」)

(2) 父子世帯数・人員数

国勢調査による父子世帯数は変動があまり見られず、平成27年で44世帯、世帯人員は112人となっており、1世帯当たり2.55人となっています。



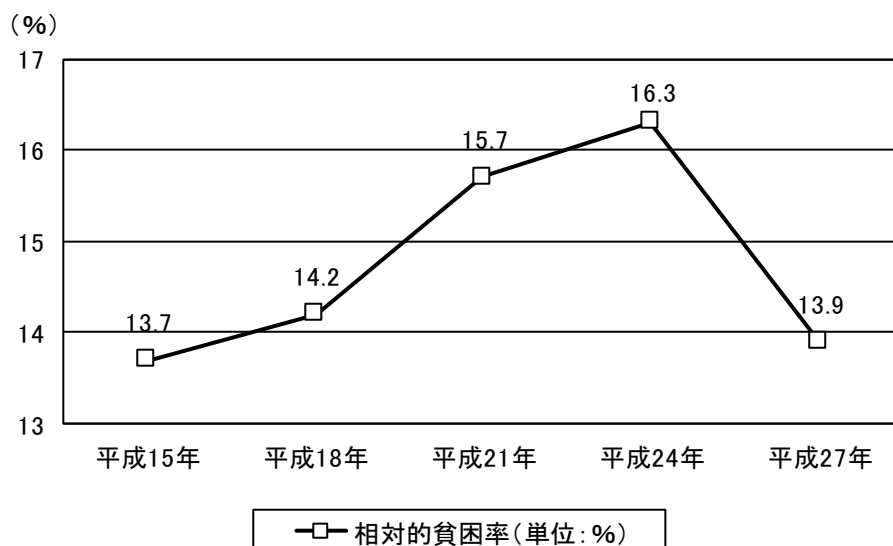
注) 平成17年までは小川町・美野里町・玉里村の合計を算出しています。

(出典：総務省「国勢調査」)

第4節 子どもの貧困について

(1) 子どもの相対的貧困率

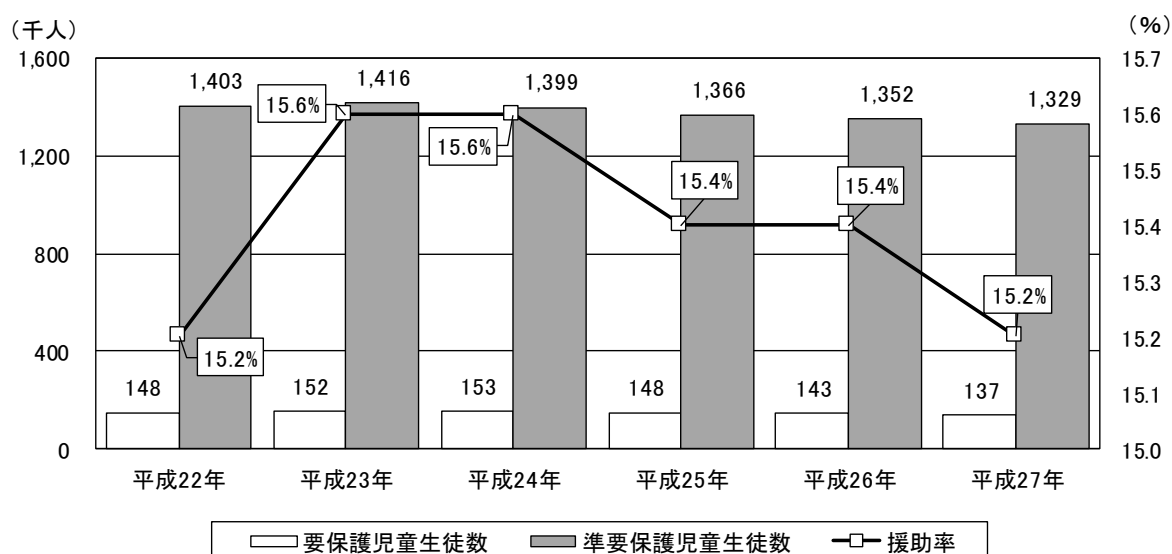
子どもの貧困率は、平成15年から24年までの間で2.6ポイント上昇していましたが、平成27年においては13.9%と2.4ポイント改善しました。



(出典：平成28年 国民生活基礎調査)

(2) 就学援助率の状況

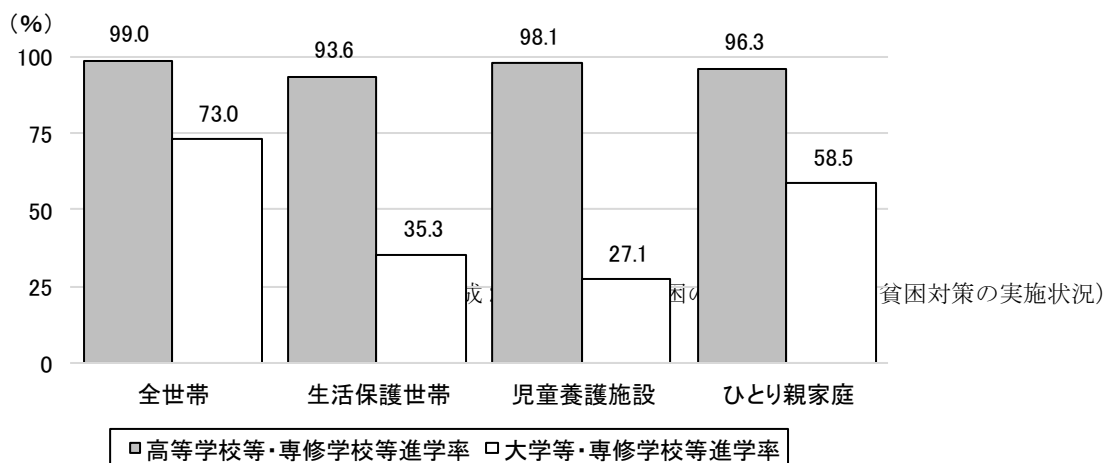
全国における経済的理由により就学困難な状況にあるために就学援助を受けている小・中学生は、平成23年をピークに減少をしていますが、全体（公立学校児童生徒数）に占める割合は15%台を推移しています。



(出典：就学援助実施状況等調査)

(3) 進学率の状況

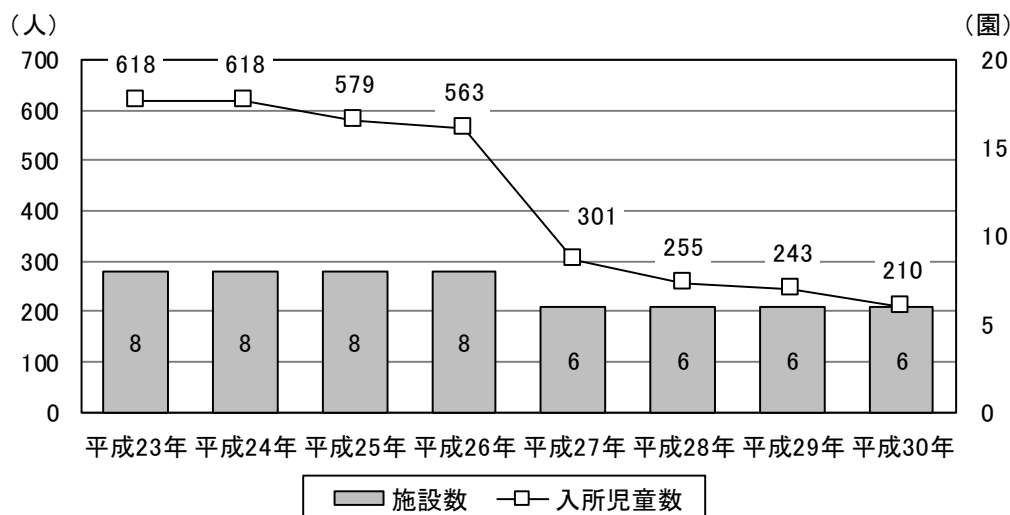
高等学校や大学等への進学率を見ると、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもは、一般世帯の子どもと比べて、低い水準となっています。



第5節 幼児期の教育・保育の状況

(1) 幼稚園の入園児童数

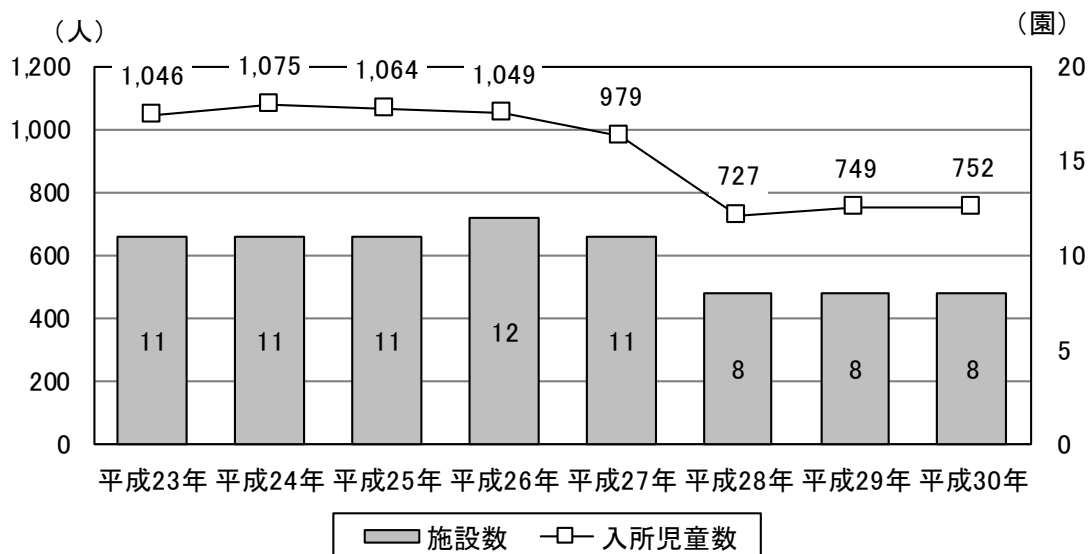
幼稚園の施設数は、公立6園です。平成30年における入園児童数は210人で平成23年と比較すると408人減少しています。なお、平成27年から私立2園が認定こども園に移行したため、児童数が減少しています。



(出典：小美玉市学校教育課)

(2) 認可保育所の入園児童数

保育所の施設数は、平成30年現在私立8園です。入所児童数は減少傾向にあり、平成30年では752人となっています。なお、平成28年から私立3園が認定こども園に移行したため、児童数が減少しています。

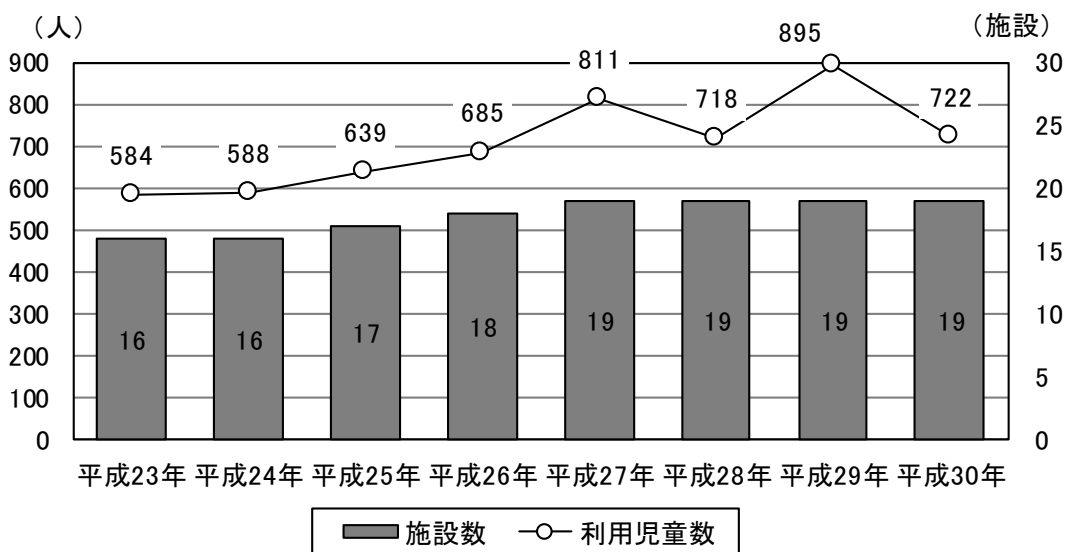


(出典：小美玉市子ども福祉課)

(3) 放課後子どもプラン

放課後子どもプランは、小学校1～6年生の児童を対象に放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保しながら実施する放課後児童クラブ事業と、小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する放課後子供教室事業の2つを一体的に実施している事業です。

放課後児童クラブの施設数は、平成30年現在19施設となっています。利用児童数はおおむね増加傾向となっており、平成30年では722人となっています。



(出典：小美玉市学校教育課)

第6節 子ども・子育てに関するニーズ調査（基礎調査結果抜粋）

（1）調査実施の目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期小美玉市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、事業計画における事業量の見込みを設定する上での基礎資料とするため、子どもや子育て家庭の現状と今後の要望等について調査を実施しました。

（2）調査概要

調査対象	未就学	市内に居住する就学前児童（0歳から5歳）の保護者	1,000人
	小学生	市内に居住する小学生（1年生から6年生）の保護者	1,000人
調査方法	共通	郵送配布、郵送回収	
調査期間	共通	平成31年2月15日（金）～3月1日（金） ※期間終了後に到着した調査票も回収数に含む	
回収結果	全体	有効回収数 973 件（有効回収率 48.7%）	
	未就学	有効回収数 470 件（有効回収率 47.0%）	
	小学生	有効回収数 503 件（有効回収率 50.3%）	

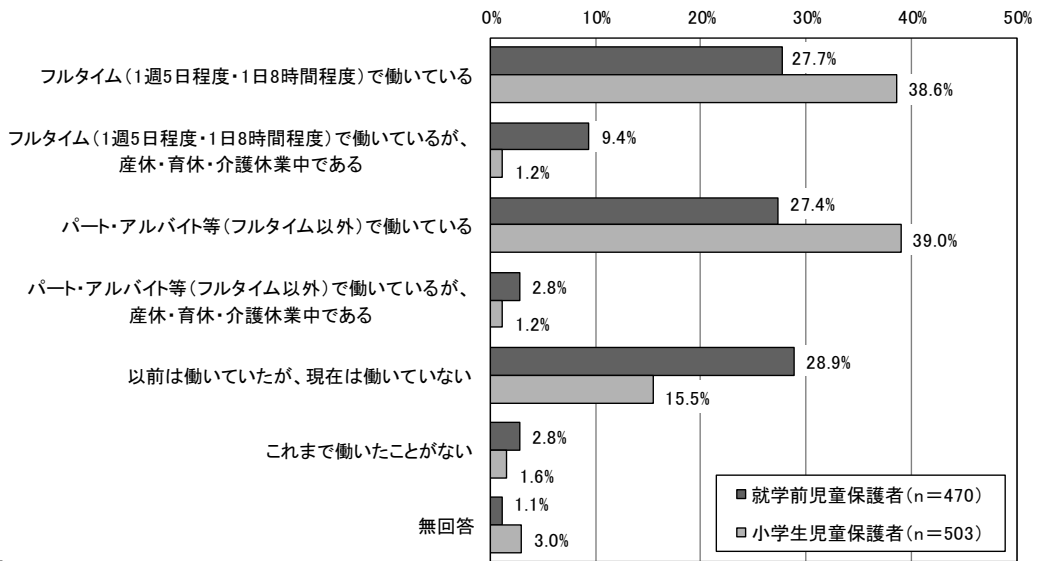
（3）調査項目

調査名	調査項目
就学前児童 保護者調査	1. 住まいの地域 2. 対象の子どもと家族の状況 3. 子どもの育ちをめぐる環境 4. 対象の子どもの保護者の就労状況 5. 対象の子どもの平日の定期的な保育・教育事業の利用状況 6. 対象の子どもの地域の子育て支援事業の利用状況 7. 対象の子どもの土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業利用希望 8. 対象の子どもの病気の際の対応 9. 対象の子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用 10. 小学校就学後の放課後の過ごし方 11. 職場の両立支援制度 12. 幼児教育・保育の無償化 13. 自由記入
小学校児童 保護者調査	1. 住まいの地域 2. 対象児童と家族の状況 3. 対象児童の保護者の就労状況 4. 対象児童の放課後の居場所 5. 対象児童の病気の際の対応 6. 子どもの育ちをめぐる環境 7. 自由記入

(4) 保護者の就労状況

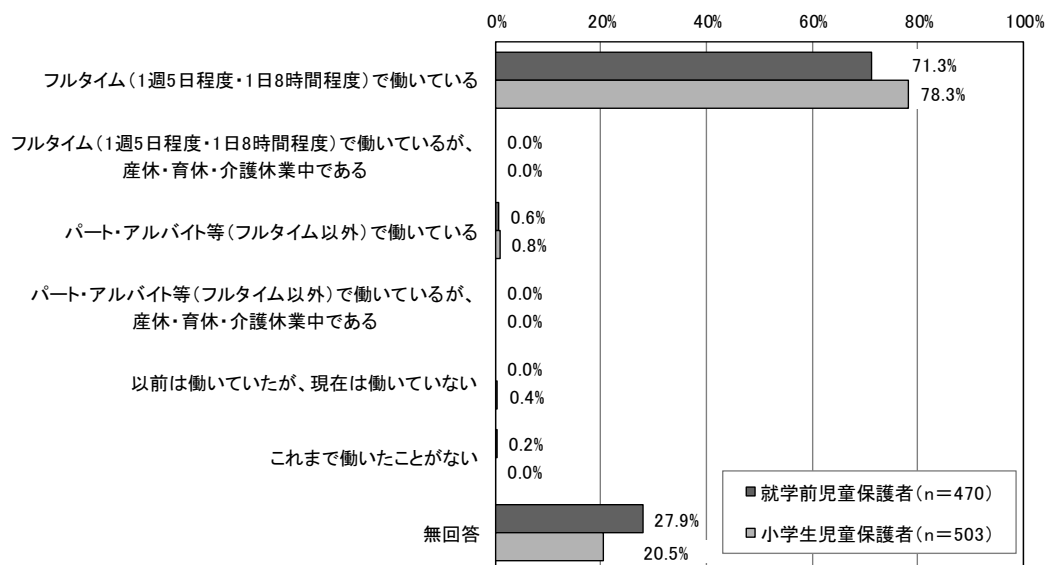
【母親】

母親の就労状況は、就学前児童保護者で「以前は働いていたが、現在は働いていない」が28.9%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が27.7%、ほぼ同数で「パート・アルバイト等で働いている」が27.4%となっています。小学生児童保護者では「パート・アルバイト等で働いている」が39.0%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が38.6%となっています。産休・育休・介護休業中の割合はそれぞれ合計12.2%、2.4%となっています。



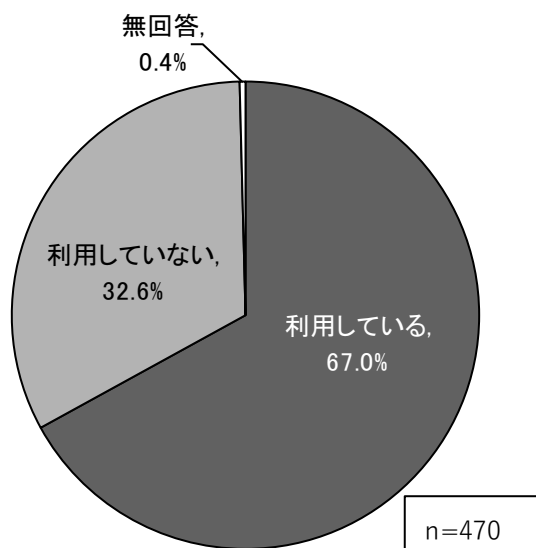
【父親】

父親の就労状況は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「フルタイムで働いている」が最も高く、それぞれ71.3%、78.3%となっています。産休・育休・介護休業中の割合はいませんでした。



(5) 現在、教育・保育を定期的に利用している状況【就学前児童保護者】

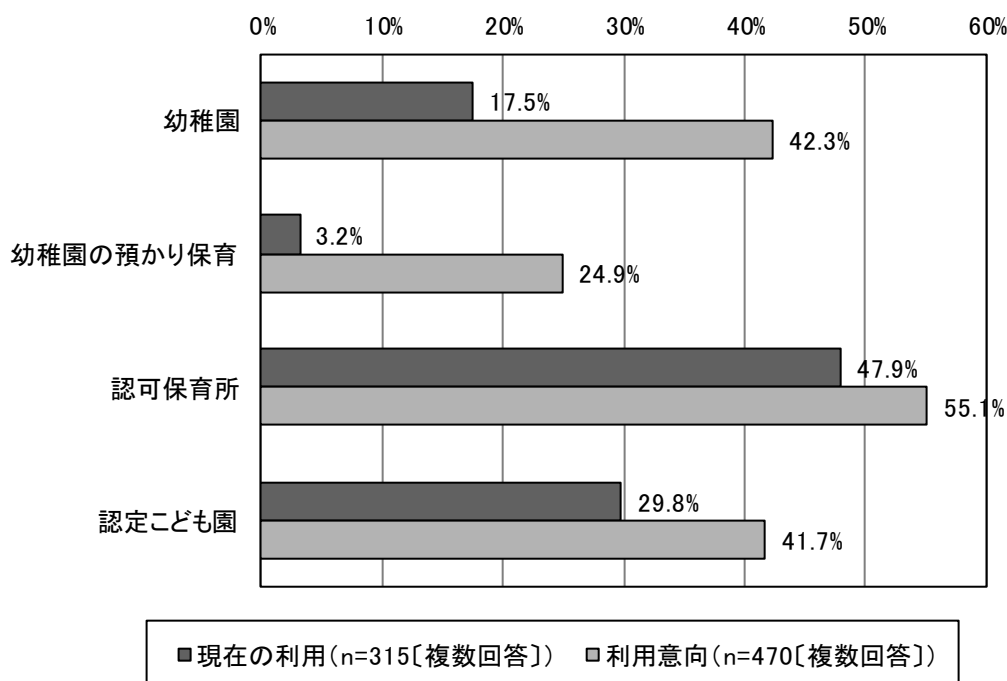
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、就学前児童保護者で「利用している」が67.0%に対し、「利用していない」が32.6%となっています。



(6) 定期的に利用している事業と今後利用したい事業【就学前児童保護者】

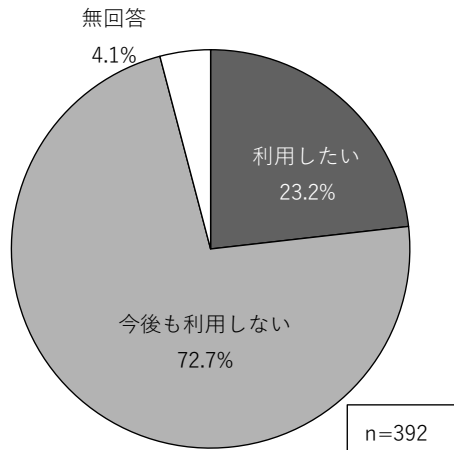
平日に定期的に利用している事業は、「認可保育所」で47.9%と最も高く、次いで「認定こども園」で29.8%、「幼稚園」の17.5%となっています。

一方、利用意向は「認可保育所」が55.1%と最も高く、次いで、「幼稚園」の42.3%、「認定こども園」の41.7%となっています。



(7) 放課後児童クラブの利用意向【小学生児童保護者】

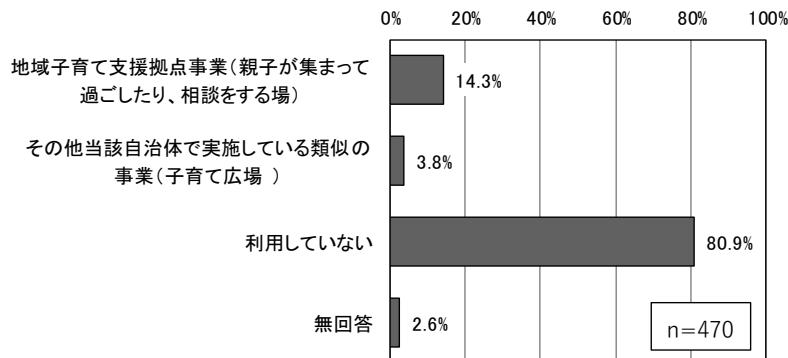
放課後児童クラブの利用意向は「利用したい」が23.2%に対し、「今後も利用しない」が72.7%となっています。「利用したい」と回答があった保護者のうち、土曜日・長期休業中の利用について「土曜日に利用したい」が4.4%、「長期休業中のみ利用したい」が63.7%、「両方ともに利用したい」が17.6%となっています。



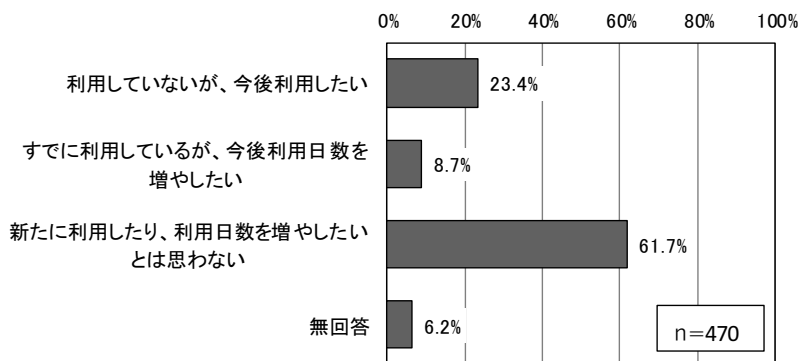
(8) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向【就学前児童調査】

地域子育て支援拠点事業の利用は14.3%に対し、「利用していない」が80.9%となっています。利用意向は「利用していないが、今後利用したい」が23.4%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が61.7%となっています。

【利用状況】

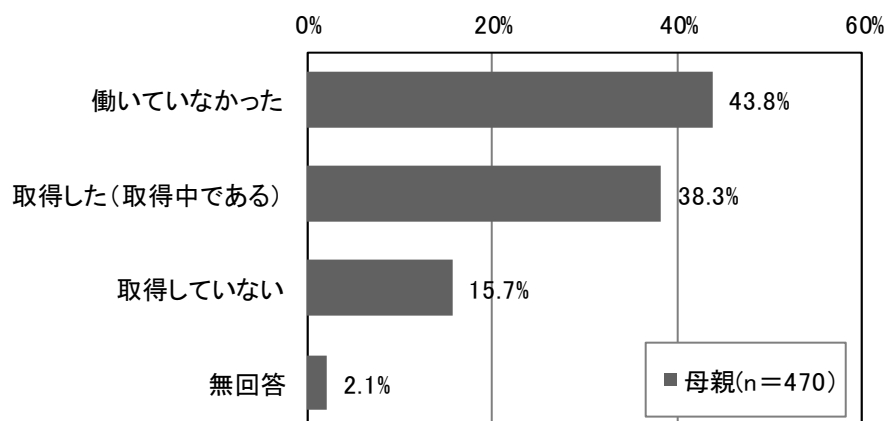


【利用意向】



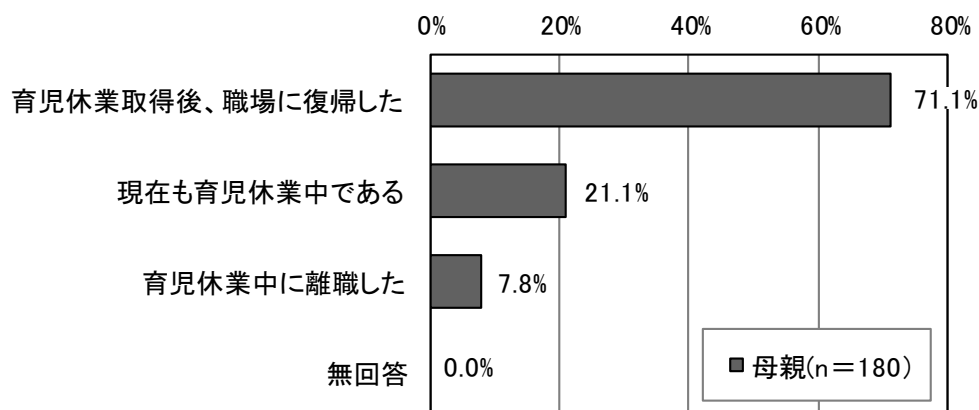
(9) 育児休業の取得状況【就学前児童調査】

育児休業の取得状況は、「取得した」が 38.3%となっており、「取得していない」が 15.7%となっています。なお、「働いていなかった」という回答は 43.8%となっています。



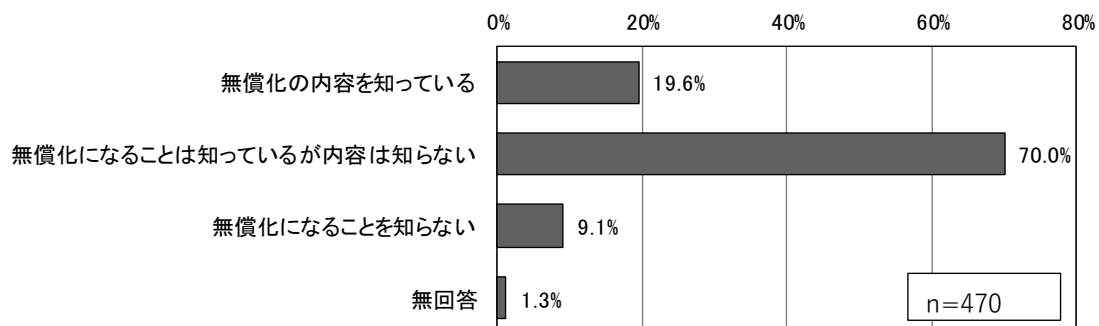
(10) 育児休業取得後の職場復帰について【就学前児童調査】

育児休業取得後の職場復帰状況は、「育児休業取得後、職場に復帰した」が 71.1%となっており、「育児休業中に離職した」が 7.8%となっています。



(11) 幼児教育・保育無償化について【就学前児童調査】

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化について、「無償化の内容を知っている」という回答は19.6%に留まっており、「無償化になることは知っているが内容は知らない」が70.0%となっています。



第3章 小美玉市子ども・子育て支援事業計画（第1期）の実施状況

平成27年3月に策定した「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」において、国から定量的目標事業量の設定が求められていた項目の進捗状況は以下のとおりです。

事業名		単位	H30年度 実績値	H31年度 量の見込	H31年度 確保の方策
教育・保育事業	幼稚園・認定こども園 (1号及び2号認定、3～5歳児)	人	412	569	1,050
	保育園(所)等 (2号認定、3～5歳)	人	664	634	690
	保育園(所)等 (3号認定、0歳)	人	410	382	89
	保育園(所)等 (3号認定、1、2歳)	人			334
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	か所	0	1	1
	地域子育て支援拠点事業	延人	9,163	11,934	11,934
	妊婦健康診査	人	330	400	400
	乳児家庭全戸訪問事業	人	303	370	370
	養育支援訪問事業	人	4	7	7
	子育て短期支援事業	延人	0	12	12
	ファミリー・サポート・センター事業	延人	0	177	177
	一時預かり事業	延人	4,219	14,864	14,864
	延長保育事業	人	471	426	426
	病児・病後児保育事業	延人	832	647	647
	放課後児童健全育成事業	人	773	756	756

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画は、次代を担う子どもたちの最善の利益が実現するよう、本市の子どもたちと子育てをする保護者を、地域全体で応援することを目標とし、行政だけでなく、住民・地域・事業者等地域の連携・協働により、安心して子どもを生み、子育てできるまちづくりを進めていくためのものです。取り組むべき事項は、長い期間に渡った計画的な事業実施、保護者への子育てに対する知識の普及・啓発、地域や職域等様々な人々への意識づくり等、一朝一夕で結果が出るものではありません。

第2期計画となる本計画では、現行計画の基本的な考え方を継承し発展させて、「ともに育ち、ともに支え合いながら 喜びと夢に満ちた、心豊かな次代を育てよう」を基本理念とします。

この基本理念にのっとり、本市における「子育て」「親育ち」の支援を充実させ、社会全体がつながり、子どもが心身ともに健やかに成長し、まち中に子どもの笑顔がかがやき、また、親も地域の人々も安心して子育てし、その楽しさや喜びがあふれるまちになるよう、必要な施策の推進を図ります。

基本理念

ともに育ち、ともに支え合いながら 喜びと夢に満ちた、

心豊かな次代を育てよう

第2節 計画の基本目標

小美玉市子ども・子育て支援事業計画（第1期）では、3つの基本目標を掲げ、子どもと子育て家庭の支援に取り組んできました。

基本目標の考えは、長期的展望に立った普遍的な概念であることから、本計画においてもその考え方を継承し、子どもと子育てをする親の成長を図り、地域の温かいまなざしと支え合いのできるより良い子育て環境を目指します。

基本目標1

将来に向かって夢や希望が持てる子育て・子育てをめざす

基本目標2

喜びに満ちた家庭を築き、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりをめざす

基本目標3

地域のあらゆる資源を活用し、支え合いながら子育てをする社会づくりをめざす

（1）将来に向かって夢や希望が持てる子育て・子育てをめざす

子どもが自ら「生きる力」を育み、人と人の関わりをとおして豊かな人間性を形成し、次代の親になるための自立を養うことができる環境づくりが大切です。

次代を担う子どもたちが将来に夢や希望を持ちながら健やかに成長し、また、親も自ら成長しながら子どもとともに生きることの希望と喜びを感じることができる子育て・子育てをめざします。

（2）喜びに満ちた家庭を築き、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりをめざす

地域コミュニティの希薄化、女性の就労率の上昇、児童虐待の社会問題化等、子育て環境を取り巻く様々な課題を解決するため、ハード面（環境整備）と、ソフト面（市民意識）の両面から子育て支援に取り組み、安心して生み育てることができる環境づくりをめざします。

（3）地域のあらゆる資源を活用し、支え合いながら子育てをする社会づくりをめざす

子育てと就労の両立を望む親が自らの意欲や能力を持って、多様な働き方が選択できる柔軟な社会的体制と、地域の様々なサポートを利用できる環境が望まれます。

市内には、子育て専門職や子育て支援の活動団体等、様々な地域の人材や施設等があります。これらの社会資源を有効活用しながら、子育てにやさしい地域の社会づくりをめざします。

第3節 基本方針

計画の基本理念、3つの基本目標を実現するため、7つの基本方針を設定しました。小美玉市子ども・子育て支援事業計画（第1期）の実施状況を踏まえ、各施策を展開するなかで、よりきめ細かな事業・取組を推進します。

基本方針1 地域における子育て支援の充実

本市が安心して子どもを生み、子育てできるまちとなるためには、子育て家庭が自然と支えられ、子育てに対する負担や不安が軽減されていく、温かな地域づくりも推し進めていく必要があります。更に、就学後においても、保護者が安心して就労を継続でき、地域で子どもたちが健やかに成長できるよう、設備や制度をはじめとしたさまざまな環境整備を推進していきます。

基本方針2 子どもと親の健康の確保

近年では、出産後の母親の抱えるストレスが増大していること等から、産後ケアの重要性は高まっています。このため、保護者や将来の保護者が、のびのびと安心して楽しんで育児ができるよう、母子保健事業の一層の充実を図り、保護者の出産や育児に関する不安を軽減させます。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るため、食育や思春期保健対策、小児医療の充実を今後とも推し進めていきます。

基本方針3 子どもを健やかに育てる教育環境の整備

家庭は人間が初めて接する社会であり、子どもの基本的な社会性を育む上で重要な役割を果たしています。本市の子どもたちが社会でのびのびと、健やかに成長できるよう、家庭はもとより、学校・地域とも連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための、教育環境づくりを推進していきます。

基本方針4 職業生活と家庭生活の両立の推進

女性の就労や男女の役割に対する考え方の変化、将来への不安を緩和したい等、様々な理由から、共働き世帯は年々増加しています。子育てをする女性がうまく仕事を両立させていくためには、柔軟に働き方を選択できることや、男性の育児への参加や父親の育児休暇の普及等、家庭から社会まで、取り組むべきさまざまな課題があるため、それらの解決に向けた施策を推進していきます。また、多様な働き方の実現に向け、広く啓発活動を行なうとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道等子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進等、親子が安心して暮らせる環境整備を推進していきます。

基本方針6 子どもの安全と人権の確保

交通事故や犯罪、児童虐待等、安全を脅かす社会の様々な問題から、子どもたちの被害を未然に防ぐとともに、被害を受けた子どもに対しては、関係機関と連携したきめ細かな支援を推進していきます。

基本方針7 特に援助を必要とする家庭への支援

子どもを取り巻く課題の中には、家庭や地域での対応だけでは、解決が難しいものもあります。ひとり親家庭や障がいを持った子どもとその家庭等、特に援助を必要とする子どもや家庭に対しての支援を継続するとともに、総合的な環境整備を推進していきます。特に、近年社会問題となっている子どもの貧困に対しては、市のさまざまな事業と連携し、子どもたちの将来に貧困が連鎖しないよう、総合的な支援を行います。

第4節 施策の体系

3つの基本目標に基づく7つの基本方針に向けた基本施策は以下のとおりです。

基本理念

ともに育ち、ともに支え合いながら 喜びと夢に満ちた、心豊かな次代を育てよう

基本目標

1. 将来に向かって夢や希望が持てる子育て・子育てをめざす
2. 喜びに満ちた家庭を築き、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりをめざす
3. 地域のあらゆる資源を活用し、支え合いながら子育てをする社会づくりをめざす

基本方針

1. 地域における子育て支援の充実

2. 子どもと親の健康の確保

3. 子どもを健やかに育てる教育環境の整備

4. 職業生活と家庭生活の両立の推進

5. 子育てを支援する生活環境の整備

6. 子どもの安全と人権の確保

7. 特に援助を必要とする家庭への支援

基本施策

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 子育てを支えるネットワークづくり
- (3) 子どもの居場所づくり
- (4) 子育てに関する情報提供の充実
- (5) 経済的支援の充実

- (1) 生命の尊厳と子育て意識の啓発
- (2) 母子保健事業の充実
- (3) 思春期保健の充実
- (4) 「食育」の推進
- (5) 医療体制の充実
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

- (1) 生きる力の育成に向けた学校教育の充実
- (2) 地域の人々との交流・体験活動等の機会の充実
- (3) 子どもを持つ親に対する家庭教育の充実
- (4) 次代の親の育成
- (5) 地域ぐるみの青少年健全育成

- (1) 多様な働き方の実現

- (1) 子どもの遊び場の確保
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進

- (1) 犯罪被害から守るための活動の推進
- (2) 交通安全を確保するための活動の推進
- (3) 児童虐待防止対策の充実

- (1) ひとり親家庭への支援の充実
- (2) 障がい児を持つ家庭への支援の充実
- (3) 子どもの貧困対策の推進

第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

第1節 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

教育・保育事業等の提供区域は、以下の事項を考慮し、市全体で1区域として設定しました。

- 教育・保育施設は、保護者の通勤等が考慮され、広域的に利用されている。
- 計画的に対応するための需要推計を設定する。
- 利用者が特徴のある教育・保育を選択する。

1区域（市全域）	認定 こども園	幼稚園	保育所
	5園	6園	8園

第2節 計画の推進方策

（1）教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育所、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

①幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3歳～5歳児）

幼稚園等の利用を希望し、保育の利用を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して、幼稚園等の施設の必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整備します。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
② 確保 方策	幼稚園・認定こども園	649	599	599	599	599
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
②－①		306	265	295	302	308

【確保の内容】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園	274	274	274	274	274
幼稚園	375	325	325	325	325
合計	649	599	599	599	599

②保育所等（2号認定、3歳～5歳児）

保護者の就労等の事由により、保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童を保育する認可保育所等の設備の充実等を進め、環境改善に努めます。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の 見込み	2号認定	706	709	665	670	674
	② 確保 方策					
	保育所・認定こども園	711	713	695	696	696
	地域型保育事業	—	—	—	—	—
②-①		5	4	30	26	22

【確保の内容】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園	252	252	252	252	252
保育所	437	437	437	437	437
企業主導型保育施設	6	6	6	6	6
他市町村分	16	18	0	1	1
合計	711	713	695	696	696

③保育所等（3号認定、0歳～2歳児）

保護者の就労等の事由により、保育を必要とする0歳から2歳児までの児童を保育する認可保育所等の設備の充実等を進め、環境改善に努めます。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の 見込み	3号認定	373	374	376	377	376
	② 確保 方策					
	保育所・認定こども園	502	507	507	508	507
	地域型保育事業	—	—	—	—	—
	②-①	129	133	131	131	131

【確保の内容】

(単位：人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
認定こども園	29	130	34	135	34	135	34	135	34	135
保育所	64	250	64	250	64	250	64	250	64	250
企業主導型保育施設	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
他市町村分	26	0	21	0	21	0	22	0	21	0
合計	502		507		507		508		507	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人回)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
確保方策	(人回)	10,000	10,000	10,000	10,000
	(か所)	10	10	10	10

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	317	309	302	295	287
確保方策	(人)	317	309	302	295
	実施方針	県内医療機関及び県外契約医療機関にて実施します。			

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)		317	309	302	295	287
確保方策	(人)	317	309	302	295	287
	実施方針	市保健師及び助産師により実施します。また、在宅助産師等にも委託します。				

⑤養育支援訪問事業

特に養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)		10	10	10	10	10
確保方策	(人)	10	10	10	10	10
	実施方針	市家庭相談員、市保健師等により実施します。				

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(回)		1	1	1	1	1
確保方策	(回)	1	1	1	1	1
	実施方針	実施に向けた取組を検討します。				

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)		53	52	49	48	47
確保方策	(人日)	53	52	49	48	47
	(か所)	1	1	1	1	1

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)		12	12	12	12	12
確保方策 (人日)	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	12	12	12	12	12
	子育て援助活動支援事業 (就学後)	—	—	—	—	—
	計	12	12	12	12	12

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)		642	625	569	556	544
確保方策(人日)	在園児対象型	642	625	569	556	544

【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
確保方策 (人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	—	—	—	—	—
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	—	—	—	—	—

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、延長して保育を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	475	475	475	475	475
確保方策(人)	475	475	475	475	475

⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に専用スペース等を設け、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)		876	898	920	942	964
確保方策 (人日)	病児保育事業	876	898	920	942	964
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	—	—	—	—

⑪放課後児童健全育成事業

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、放課後等の時間帯に保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら「生活の場」を提供し、「遊び」及び「学習」をとおして子どもの健全育成を図る事業です。

放課後子供教室は、放課後健全育成事業との連携を図りながら、小学校の余裕教室や校庭等を利用し、地域住民（コミュニティ）やボランティア等の協力により、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動を行う事業です。

【市の現状】

放課後健全育成事業は、令和元年5月末日時点において、市内の全市立小学校（11小学校のうち玉里東小については玉里小と合同で実施）および、民設民営7か所に開設しており、令和元年5月分の平均利用児童数は781人です。なお、入所を希望する1年生から6年生までのすべての児童について受入れを行っているため、待機児童は生じていません。

令和3年度には玉里中学校区（玉里小・玉里北小・玉里東小）、令和5年度には小川北中学校区（野田小・上吉影小・下吉影小）の統合が予定されており、それに伴う施設の整備を進めています。

また、令和元年10月より、サービスの向上を目的とし公設公営の児童クラブ（10か所）について、運営の一部を業務委託しています。

放課後子供教室は、市内の小学校すべてにおいて実施し、様々な体験活動や、学習支援を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (放課後児童クラブ)	780	760	760	740	720
②確保方策(人)	884	851	851	783	783
放課後子供教室の整備計画(か所数)	10	9	9	7	7
② - ①(過不足)	104	91	91	43	63

【確保方策について】

〔放課後児童クラブ〕

- ◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、すべての利用希望者に対応できるように引き続き事業を実施します。なお、小学校区域毎においては、施設の整備等を行い、利用希望に対応できる体制を整えます。

〔放課後子供教室〕

- ◆放課後子供教室については、すべての小学校区において実施している状況ですが、今後一層健全育成事業と連携をとり一体的に活動できるよう、以下の内容等に取り組みます。
 - ・放課後子供教室の運営にあたっては、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携して、実施内容の検討や安全管理に努めます。
 - ・定期的にコーディネーター会議や教室毎のボランティア会議、スタッフ研修等を開催し、スタッフの育成に努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

私立幼稚園に通う子どもの保護者の世帯収入の状況等を勘案し、保護者が支払うべき実費徴収のうち、給食（副食材料費分に限る。）の提供や日用品・文房具等に要する費用を助成する事業です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

第6章 施策の展開

基本方針1 地域における子育て支援の充実

(1) 多様な保育サービスの充実

保育所等による保育サービスの質の向上を図ります。また、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指すとともに、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図ります。

①特別保育事業の推進

通常保育事業に加え、次のような特別保育事業を推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 休日保育事業	日曜、祝日の休日の保育を行います。	子ども福祉課
2 特定保育事業	保育所入所の対象となりませんが、保護者がパート等で、家庭での継続的な保育が困難な児童を一時的に預かります。	子ども福祉課
3 障がい児保育事業	保育所における障がい児の受入れ環境の整備を図り、障がい児保育を推進します。	子ども福祉課

②多様な主体による保育サービスの充実

保育所による保育のほか、幼稚園や事業所等での保育サービスの充実を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 家庭的保育事業	家庭的保育者（市が指定する研修を終了した保育士）により、自宅等の家庭的な雰囲気の中で行う保育です。	子ども福祉課
2 事業所内保育施設の促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めるため、企業が仕事と子育ての両立を支援したり、地域の子どもを受入れることにより、企業の地域貢献度アップが期待できるよう、事業所内保育施設設置を企業等に働きかけます。	子ども福祉課

(2) 子育てを支えるネットワークづくり

育児ストレス発散の場の創出と、情報交換できる仲間づくり、気軽に相談できる環境づくりを進め、子育ての孤立化、育児不安の解消を図ります。

また、学校と地域の連携体制の構築を図り、多様な形態での教育支援を可能とし、子どもの健全育成や学力向上等の推進を図ります。

①親同士、世代間の交流

子どもや保護者の交流・情報交換の場を提供します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 子育て広場	子どもや保護者の交流の場を提供し、遊びやふれあいを通じて、児童の健全な育成と保護者の子育てに対する不安等の解消を図ります。	子ども福祉課

②地域子育て支援、交流機会の充実

園庭を開放し、子ども同士や親同士の交流の場を提供します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 園庭開放	地域の子育て家庭に保育所の園庭を開放し、通園していない子どもや親同士の交流の場を創出します。	子ども福祉課

③子育てを支える地域活動団体の育成支援

子育て支援の活動団体やボランティア等を支援し、子育てを地域で支える体制づくりを推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 まちづくり組織への支援	次世代を担う子どもたちを育成するため、小美玉市まちづくり組織条例に基づき、市民活動の育成及び活動団体への各種支援を行い、地域で支えるネットワークづくりの確立に努めます。	市民協働課

(3) 子どもの居場所づくり

各家庭の状況や児童の要望に応じ、安全で安心な居場所の確保と、活動の質の充実を図りながら、活動の場の選択肢を増やし、子育ての支援を行います。子どもの活動が安全に行われるよう、施設・設備の改修を計画的に行うとともに、市民ボランティアを育成し、指導管理体制の充実を図ります。

また、地域との連携をとりながら、人生経験の豊かな高齢者の協力を得る等、子どもたちの居場所づくりとして、公民館等を活用していきます。

①放課後の居場所づくり

子どもたちの放課後の過ごし方について、安全・安心な場の提供とともに、指導者の育成や教育力の向上を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 課外クラブ活動の充実	課外クラブ活動において、指導者となり得るボランティア団体の活動拠点となる施設を提供・支援し、指導者の育成と活動内容の充実を図ります。指導ボランティアを確保し、特色ある課外クラブの設置を図ります。	生涯学習課
2 中学生部活動の充実	中学生に部活動の機会と場を提供し、放課後及び休日の活動をとおして、心身の健康な発達と技術の向上、異年齢との交流を図ります。	指導室

(4) 子育てに関する情報提供の充実

保護者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行うとともに、子育てや子育て支援サービスについて、総合的でわかりやすい情報提供を図ります。

①効果的な情報の発信

子育てに関する情報について、広報紙やパンフレットを活用した提供・周知を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 子育て支援サービスの情報提供・周知	さまざまな子育て支援サービスの利用を促進するため、関係機関の窓口や広報紙、ホームページで情報の提供・周知を図ります。	子ども福祉課
2 「子育てガイドブック」の活用	作成した「子育てガイドブック」が、子育ての現場で有効に活用されるよう、子育て家庭へ配布するとともに、講座や研修等の場において利用する等、その利用普及を図ります。	子ども福祉課
3 広報紙、パンフレットによる情報の提供	子育てに関する正しい知識の普及を図るために、広報紙やパンフレットの配布等により、年代別や季節に応じた健康づくりに関する適切な情報を提供します。	健康増進課

(5) 経済的支援の充実

今後も国や県の動向に対応しながら、子育て世代への経済的支援を充実していきます。

①出産育児に対する経済的支援

出産・育児家庭の経済的支援を図るため、各種費用の助成を行います。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 児童手当の支給	子育てにかかる費用の一部を児童手当として支給することにより、子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てる方の生活を安定させ、生活の質が高まるよう支援します。	子ども福祉課
2 乳児から高校3年生(相当)までの医療費助成	乳児から高校3年生(相当)までの子どもが健康保険で病院等にかかった場合、自己負担分の費用の一部を公費で助成します。	医療保険課
3 妊産婦への医療費助成	妊産婦が健康保険で病院等にかかった場合で、妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要となる疾病に限り、自己負担分の費用の一部を公費で助成します。	医療保険課
4 出産育児一時金の支給	国民健康保険に加入している方に対し、出産したときに出産育児一時金の支給を行います。	医療保険課
5 不妊治療費助成事業補助金	特定不妊治療に要する費用の一部を補助することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課
6 出産祝金の支給	子どもが生まれた家庭に出産祝金を支給することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	子ども福祉課

基本方針2 子どもと親の健康の確保

(1) 生命の尊厳と子育て意識の啓発

教育委員会や学校と連携を図り、地域の人々との交流を促進し、母性・父性を育み、育児について理解と関心を高める等、生命の尊厳と子育て意識の啓発に努めます。

①生命の尊厳を実感する機会の創出

体験学習をとおして、思春期の青少年が赤ちゃんともふれあう機会を提供し、生命の大切さを学び、母性・父性の醸成を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 赤ちゃんふれあい体験学習	思春期という感受性豊かな時期の子どもたちが、乳幼児やその母親とふれあうことにより、生命の大切さや、将来の人間形成に必要な母性・父性を育てることを目的として、体験学習を実施します。	健康増進課

(2) 母子保健事業の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて健康が確保されるよう母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

①妊娠、周産期の支援体制の充実

教室や健診をとおして妊婦の精神面、経済面の両面から支援します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 妊婦委託健康診査	安心して子どもを生み育てることができるように、健診費用の負担軽減を図るとともに、妊婦の健康管理を支援します。	健康増進課
2 マタニティ・コンサートの実施	マタニティ（妊婦）を対象に、心を癒すクラシックの演奏に、ストレス解消のリラックス体験、映像、音楽で楽しむ絵本の読み聞かせを組合せたコンサートを実施します。	生活文化課
3 ハローベビー教室（両親教室）	出産や子育てに対する不安を解消し、安心して出産・育児を迎えられるために、出産をひかえる両親・その家族に対し、妊婦・出産・育児に関する正しい知識の普及に努め、健やかな出産・育児に対する意識の啓発を図ります。	健康増進課

②産後の支援体制の充実

出産後の母親に対し、安心して育児ができるよう、事業を推進するとともに、経済的支援を行います。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 産婦委託健康診査	産後健診費用の負担軽減を図るとともに、産婦の健康管理を支援します。	健康増進課
2 産後ケア事業	出産後早期から育児支援が必要な方に、産後も安心して育児ができるよう支援します。	健康増進課

③乳幼児の健康づくり

健康診査や訪問指導等、新生児及び乳幼児の健康を確保するとともに、子育てに不安を抱える家庭の支援に取り組みます。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 新生児聴覚委託健康診査	新生児聴覚健診費用の負担軽減を図るとともに、先天性聴覚障がいや早期に発見し、適切な療育を図ることを支援します。	健康増進課
2 乳児委託健康診査	乳児健診費用の負担軽減を図るとともに、乳児の健康管理を支援します。	健康増進課
3 子育てアドバイザー派遣事業	育児ストレスや産後うつ等の問題を抱え、育児に対して不安や孤立感、虐待等のリスクを抱える家庭に対し、安定した子どもの養育が可能となるよう、訪問指導を行います。	健康増進課
4 乳幼児健康診査事業（4か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児）	乳幼児の健康管理、疾病や虐待、障がいの早期発見、保護者の育児不安等の解消を目的として、医師、歯科医師の診察、および専門職による保健指導、栄養指導を実施します。	健康増進課
5 育児相談事業・10か月児相談事業	乳幼児や保護者が抱えているニーズに対し、保健師、助産師、栄養士等が、個々に応じた相談や育児指導、栄養指導を行い、育児不安の解消を図るとともに、親子の交流の場を提供します。	健康増進課
6 コスモス教室	健康診査等で、言語の遅れや行動、社会性、親子関係等で支援が必要な親子を対象に、幼児の社会性の発達を助け、育児に関する負担の軽減を図るため、育児環境の整備や社会性の発達を促す支援、個別相談・指導を実施します。	健康増進課
7 永久歯対策事業かばちゃん教室	幼児（4歳児、年長児）と保護者を対象に、乳歯及び永久歯のう蝕罹患を予防し、生涯を通じて健康な歯と口腔内を良好な状態に保つことを目的に、正しい生活習慣とブラッシング方法を習得するための指導を行います。	健康増進課
8 予防接種事業	感染症に対する免疫水準を維持し、疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づき乳幼児に対し、予防接種を行います。	健康増進課

④青少年の健康づくり

児童生徒に対し、定期的な健康診査を実施し、健康の増進や状況把握に取り組みます。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 学校健診	児童生徒等の健康の保持増進を図るため、毎年定期的に健康診断を実施します。	学校教育課
2 予防接種事業	感染症に対する免疫水準を維持し、疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づき児童生徒に対し、予防接種を行います。	健康増進課

(3) 思春期保健の充実

学校での「心身の健康や体の成長」に関する指導を充実させるとともに、児童生徒が気軽に相談できる体制の整備、保護者等への意識啓発に努めます。また、保健体育や特別活動をはじめ学校教育全体を通じて、生徒の健康増進に努めます。

①性に関する正しい知識の普及

健康教育を推進し、思春期の子どもたちの心身の健やかな成長を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 思春期の健康教育	第二次性徴を含む心身の成長に関する指導や性教育を推進し、自ら健康な生活を送ろうとする意識を高めます。	指導室

②思春期相談体制の整備

思春期を迎えた子どもたちの悩みや不安に応じる体制を整備し、心身の安定に努めます。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 思春期相談	進路や友人関係、家族関係等、様々な悩みに直面する中学生に対し、相談の場所と機会を提供することで、心の安定を保ちます。	指導室
2 適応指導教室	不登校等児童生徒を受入れ、家庭や学校・関係機関と連絡を取り合いながら、生徒に自信を持たせるとともに、学習面での支援を行い、学校復帰をめざします。また、不登校等児童生徒及び保護者との相談活動を行います。	指導室
3 スクールカウンセラー	友人関係や進路、家族関係等、様々な悩みを持つ中学生やその保護者を対象に、臨床心理士等の資格を有するスクールカウンセラーが相談活動を行い、悩みや不安の解消を図るとともに、安定した学校生活を送ることができるようになります。	指導室

(4)「食育」の推進

発達段階に応じた「食に関する講座・教室」を開催し、相談・指導を充実させるとともに、体験活動をとおして食の大切さについての理解を図ります。また、食生活改善推進員等市民参加による啓発活動を充実します。さらに、食を通じて、親子や家族、地域との関わりを深め、子どもの健やかな心と身体の発達を促し、社会性を育みます。

①食に関する正しい知識の普及

食に関する体験活動をとおして、身体の成長に適した食生活の普及を目指します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 農業体験学習	小中学校の学習活動の中で、水稻、野菜の栽培等の農業体験の機会を設け、自然とふれあい、収穫の喜びを味わう農業体験学習を行います。	指導室

②実践に向けた取組の推進

調理実習等をとおして、食の大切さや食文化の継承を推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 親子料理教室	「子どもの望ましい食習慣づくり」のため、幼稚園や保育所の親子、小中学生や親を対象に、食生活改善推進員、ボランティア、学校、管理栄養士との連携で、体験調理実習や食育の講話等をとおし、食の大切さの心を育み、次世代への食文化の継承を推進します。	健康増進課
2 食育講座		生涯学習課

③学校給食をとおした食育推進

給食に地元の食材を取り入れ地産地消を推進するとともに、栄養教諭や栄養職員による食に対する指導や意識の啓発を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 栄養職員等による「食育」の推進	栄養職員等が、小・中学校等との連携により、児童・生徒、保護者等を対象に、「調理実習」や「食育の講話」等を行い、「食育」を推進します。	学校給食課
2 給食時の学校訪問事業	給食の時間に、栄養教諭や栄養職員が各学校を回り、児童生徒の発達段階に応じて、食に関する指導や意識の啓発を行います。	学校給食課
3 給食便りの配布	児童生徒及び保護者に対し、食に関する意識啓発を計画的に行うため、児童生徒をとおして給食便りを配布します。	学校給食課
4 行事食の実施	七夕やひな祭り等の行事食や季節食を提供し、日本の食文化を学び、啓発・継承を図ります。	学校給食課
5 地産地消の推進	地元食材を用いた給食を提供し、地域の農業や農産物の流通のしくみ等について、理解を図ります。	学校給食課

(5) 医療体制の充実

地域の医療機関や、救急医療体制に関する情報提供の充実を図るとともに、小児の救急医療需要の多様化に対応するため、関係機関との連携を図りながら、夜間、休日等の救急時に安心して受診できる環境づくりに努めます。

①医療機関に関する情報提供の充実

医療機関等と連携を図った小児医療体制に関する情報提供や、子育て世代の医療費負担の軽減を図るための医療費助成制度の周知を推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 小児救急医療体制の充実	休日・夜間の救急医療体制の充実を図り、さらに近隣市医療機関による初期救急医療体制、広域医療機関と連携した二次、三次救急医療体制の充実を図ります。	健康増進課
2 子ども・子育て支援に関する医療費助成制度の周知	市の広報紙やホームページをとおして、子ども・子育て支援に関する医療費助成制度の周知を図ります。	医療保険課

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

市民の結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援が必要です。このため、妊産婦等の地域の実情に応じたニーズに対し、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい相談等を行います。また、結婚を真剣に考える方を支援するため、男女の出会いの場を提供します。

①きめ細かな体制の確立

結婚・妊娠・出産・子育て等に関する悩みや不安を解消するため、関係機関・団体と連携し、専門家等による相談や情報提供等、精神面での支援を推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 関係機関、団体によるネットワークづくり	誰もが、いつでも子育ての悩みを相談できる、ネットワークづくりを推進します。民生委員、児童委員、家庭相談員、母子・父子自立支援員等の子育てに関する専門家、関係機関、団体が情報交換できるネットワークを構築します。	子ども福祉課
2 養育支援訪問指導事業の推進	養育支援が必要と判断された家庭に対し、保健や福祉機関、その他関係機関が連携し、情報交換や子どもの安全の確保、適切な養育環境整備の支援方針を検討し、支援体制を構築します。	子ども福祉課
3 結婚相談連絡会事業の推進	「市結婚相談員」及び「連絡協議会」の活動を支援するとともに、石岡地方結婚相談所との連携を強化します。	子ども福祉課

基本方針3 子どもを健やかに育てる教育環境の整備

(1) 生きる力の育成に向けた学校教育の充実

自立する力を伸ばすことや心身ともに健やかな子どもの育成等をねらいとし、様々な取組を実践するための教育環境を整備します。

① 確かな学力の向上

教育環境を整備し、児童の学力向上を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 小中学校 T T 教師の配置	算数や数学等、個人差が大きくなる教科の指導を複数の教員で当たれるよう、教職員の加配措置をします。	指導室
2 ICT教育	インターネット情報の活用、コンピュータを活用した表現能力の開発等、コンピュータを活用した教育を推進するとともに、情報モラルに関する指導を行います。	指導室
3 外国語指導助手 (ALT) の活用	中学校における外国語教育、小学校における外国語活動の充実を図るため、小中学校にALTを配置し、教員と協力して指導できる体制を整えます。	指導室
4 個に応じた学習の推進	児童生徒の学習への興味・関心を喚起し、一人学びやグループ等集団での学習をとおして、基礎的・基本的な知識・技能の定着と、思考力、判断力、表現力等の育成を図ります。	指導室

②子どもの健やかな心身の育成

体験学習や道徳教育をとおして、社会での基本的な「生きる力」を身に付けます。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 体験学習の推進	自然体験・職業体験・福祉体験等、直接自然や人とふれ合うこととおして、実感を伴ったより深い学びを実現するとともに、自らの生き方について考える学習を推進します。	指導室
2 道徳教育の推進	学校の教育活動全般を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等の道徳性を養います。	指導室
3 情報モラル指導の推進	情報社会における正しい判断力や、望ましい態度を育てるとともに、情報社会で安全に生活するための危機回避方法を理解させ、セキュリティの知識・技能を育成します。	指導室
4 携帯電話使用に関する指導の充実	児童生徒にとって身近になった携帯電話について、マナーや利用の仕方を指導するとともに、有害情報への対応や、サイトへの書き込みによる誹謗・中傷の防止等、指導の充実を図ります。	指導室

③信頼される学校づくりの推進

学校の教育活動について点検・評価を行い、改善を図りながら、教職員の質の向上に努めます。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 教員の質の向上	児童生徒の生きる力を育み、保護者や地域の信頼に応えられる教職員を育成します。	指導室
2 学校評議員制度の推進	保護者や地域住民の代表を学校評議員として委嘱し、保護者や地域住民の意向を把握し、反映するとともに、学校としての説明責任を果たしながら、地域に開かれた学校づくりを推進します。	指導室
3 学校評価の実施	教育活動の実施状況について、学校が自己評価を実施し、改善策を立て実践するとともに、その評価結果と改善策等を保護者や学校関係者に示しながら、教育活動の充実を図ります。	指導室

④特別支援教育の充実

児童生徒の障がいの程度や年齢に応じたきめ細かい支援を実施し、社会的な自立をめざした教育を推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 障がい児教育の充実	児童生徒の障がいの程度に応じた、きめ細かな支援を行い、将来、社会的に自立できるようにします。就学前の相談の充実、小中学校の連携によりスムーズな就学の接続等、就学支援の充実を図ります。	指導室
2 LD、ADHD 自閉症等への対応	児童生徒の障がいの程度に応じた、きめ細かな支援を行い、将来、社会的に自立できるようにします。就学前の就学相談を充実します。	指導室

(2) 地域の人々との交流・体験活動等の機会の充実

より多くの市民の参加が図れるよう事業プログラムを検討し、市民ボランティアによる事業推進を図ります。また、家庭や地域と連携・協力し、子どもの居場所・遊び場づくり等を推進するとともに、多様な体験機会の創出を行います。

①スポーツ・体験活動の促進

スポーツや自然での体験をとおして、運動能力の向上、自然環境とのふれあい、子どもたちの交流や社会性の育成を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 社会体育事業の推進	スポーツやレクリエーションの様々なイベントを開催し地域住民の交流を促進させ、地域の連帯感の醸成を図ります。	スポーツ推進課
2 各種スポーツ教室の開催	各種スポーツ教室を開催し、子どもたちがスポーツに親しみながら体力の向上を図るとともに、地域とのつながりづくりを促進します。	スポーツ推進課
3 各種競技会の開催	各種スポーツ競技会を開催し、子どもたちの体力向上と交流の促進を図ります。	スポーツ推進課
4 スポーツ少年団事業	スポーツ少年団加盟団体による各種大会を開催し、子どもたちのスポーツをとおした仲間づくりや、社会性の育成を図ります。	スポーツ推進課
5 ふれあい体験学習 (キャンプ、チャレンジ教室)	子どもたちが様々な福祉体験をして、地域福祉や障がい者、ボランティアについて理解を深め、思いやりの心を育みます。	社会福祉協議会
6 ボラ・チャレ	中学生以上を対象に、ボランティアに関する講話、実習を通じて、ボランティアについての理解を深めます。	社会福祉協議会
7 子どもゆめ基金事業の周知	国立青少年教育振興機構の「子どもゆめ基金」助成事業を周知し、民間団体が行う子ども体験活動をサポートします。	生涯学習課
8 自然体験学習	小学5年生を対象に、他校の同学年児童との交流や、登山を中心とした自然体験活動を実施します。	指導室

②芸術・文化活動の促進

芸術を味わい、地域の歴史・文化にふれることで、地域の交流と活性化を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 学校アクティビティ事業の実施	子どもたちが身近に芸術文化にふれ、関心を持ってもらうように、プロのアーティストが学校等に出向き、クラス単位で演奏会を実施します。	生活文化課
2 学校芸術鑑賞事業の実施	子どもたちに本物の芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術文化にふれることで感受性豊かな潤いのある心を育てるとともに、劇場マナーの習得等実社会で必要とされる力の育成を図ります。	生活文化課
3 演劇、コンサートの開催	子どもたちの芸術・文化活動の促進のため、身近に芸術とふれる機会を創出します。	生活文化課
4 自主文化事業の実施	四季文化館（みの〜れ）、小川文化センター（アピオス）において、自主文化事業を実施し、市民が気軽に芸術文化にふれることができ、誰もが主体的に文化活動に参加できる機会を提供します。	生活文化課
5 ギャラリー展の開催	四季文化館（みの〜れ）、小川文化センター（アピオス）において、市民の出展によるギャラリー展を開催し、子どもたちの芸術・文化活動の振興、充実を図ります。	生活文化課
6 創作グループの育成	演劇、和太鼓、楽団等、子どもたちによる自主的な創作グループを育成し、サポート体制を充実させ、これらの活動を核とした「地域力」の向上を図ります。	生活文化課
7 市民文化祭の振興	本市の市民文化活動の一大イベントである「市民文化祭」に、より多くの子どもたちの参加を促し、活動の振興を図ります。	生活文化課
8 ふるさと再発見事業の活性化	学校や文化施設を拠点に、子どもたちが日本の伝統文化を継続的に、体験・習得できる機会を提供する団体を育成し、活動の活性化を図ります。	生涯学習課

③国際交流の推進

姉妹都市であるアビリン市との交流を図り、国際的な人材の育成に努めます。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 姉妹都市との交流	ボランティア団体と連携し姉妹都市アビリン市との交流活動を行い、青少年にホームステイや見学、各種体験をとおり、国際的な人材の育成を促進します。	市民協働課
2 「国際交流ひろば」の開催	市民と市内外国人が互いの国の歴史や文化、生活習慣についての交流する場として「国際交流ひろば」を開催し、多文化共生への理解を促進します。	市民協働課

④活動団体及びリーダーの育成

子ども・子育ての支援を充実させるため、教育・福祉に関する人材の育成と質の向上に努めます。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 スポーツ推進委員の育成	各種スポーツ活動を担う指導者の養成と質の向上を図るために、リーダー養成講習会への参加を促進します。	スポーツ推進課
2 スポーツ少年団認定員の育成		
3 ふくしの出前講座	市内の学校に対して福祉体験事業、出前講師の派遣を行い、次世代の地域福祉を担う新たな人材、リーダーを育成します。	社会福祉協議会

(3) 子どもを持つ親に対する家庭教育の充実

子どもたちが社会でのびのびと、健やかに成長できるよう、家庭はもとより、学校・地域とも連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための、教育環境づくりを推進していきます。また、家庭教育学級を通じて、子どもの理解や親の役割、好ましい家庭環境のあり方について学習する機会を一層充実します。

①家庭教育学級の充実

家庭における子どもの教育のあり方について、保護者が学ぶ機会を設け、家庭と関係機関が連携した家庭教育の充実を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 家庭教育学級の推進	講話や親子のふれあいを通じて、家庭における子どもの教育のあり方について考え、学習する家庭教育学級を開催します。	生涯学習課
2 家庭教育ブックの配付	新1年生の保護者に対し、子育てやしつけについて分かりやすく解説した「家庭教育ブック」を配付します。	生涯学習課

②相談・指導体制の充実

子ども・子育てに関する悩みや不安の相談・指導の充実を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 教育相談	幼児期の子どもへの関わり方や、就学前の子どもの発達に関する悩み等、子育てに関する様々な相談に応える場や機会を設けます。	指導室

(4) 次代の親の育成

様々な課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるよう、勤労体験の機会を設けながら、小学校段階からのキャリア教育を推進します。また、青少年・若者が社会の中で自らの居場所を見つけるための支援や親になることを考えるための機会の提供等、将来に希望を持てるよう支援します。

①若者の自立支援

講義や体験をとおして社会的自立に向けた適応力や協調性の育成に取り組みます。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 キャリア教育の充実	子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に伴い直面するであろう様々な課題に、柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるよう、保護者等の協力を得ながら、各学校段階で指導していきます。	指導室
2 職場見学・職業体験学習	キャリア教育の一環として、夏季休業中に、中学1年生を対象に職場見学を、中学2年生を対象に職場体験学習を実施し、働くことの意義や魅力について学ぶ機会を設けます。	指導室
3 ライフデザインセミナーの開催	中学2年生を対象に、就職、結婚、出産等、自身のライフプランを早い段階から考える機会を提供します。	子ども福祉課

②男女が協力し家庭を築くことへの理解促進

男女それぞれの役割や協力のあり方について学習する機会を設け、男女共同参画教育を推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 学校における男女共同参画教育の推進	家庭内での男女の役割や協力の在り方について考え、学ぶ機会を作ります。	指導室

③乳幼児とふれあう機会の充実

青少年が保育所児童やその保護者等とのふれあいをとおして、将来親となることへの理解や子育てへの関心を深めます。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 保育所における体験学習	保育所の児童との交流、他の親子との交流体験をとおし、親となることへの理解を深めます。	子ども福祉課

(5) 地域ぐるみの青少年健全育成

各種青少年健全育成に関わる市民団体の連携により、市民すべてが子どもの成長を見守る意識を醸成します。また、子どもたちを取り巻く有害な環境への対策・対応を進めます。

①子ども会の育成・支援

子ども会を支援し、子どもの地域活動への参加を促進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 「子ども会」の育成・支援	「子ども会」を育成支援し、子どもの地域活動への参加を促進します。	生涯学習課
2 「子ども会育成会連合会」活動の推進（学区交流会・指導者養成講習会）	単位子ども会育成会と連携し、子ども会の活動活性化のため、「子ども会育成連合会」活動を推進します。学区交流会、指導者養成講習会、各種イベントの参加を進めます。	生涯学習課

②子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く有害な図書や情報等、関係機関と連携した対策を推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 有害図書対策(自動販売機設置の監視活動)	青少年相談員の巡回パトロールにより、有害図書自動販売機設置の監視活動を推進します。	生涯学習課
2 有害違法ビラ、捨て看板の撤去	性や暴力情報等、青少年の健全育成に悪影響が懸念される、違法ビラや捨て看板を、地域住民組織の協力のもとに撤去します。	生涯学習課
3 社会環境浄化一斉活動の推進	関係機関・団体と連携・協力をしながら、青少年への悪影響が懸念される有害環境の浄化活動や、地域の清掃等を実施します。	生涯学習課
4 社会を明るくする運動	街頭キャンペーンによる、青少年の非行防止の広報活動を展開します。	社会福祉課

③相談・サポート体制の整備

関係機関・団体と情報交換・共有をとおして、青少年の健全な育成を推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 学校警察連絡協議会活動の推進	学校や警察及び関係団体が、児童生徒の問題行動等の情報を共有するとともに、協力して青少年の健全育成を進めます。	指導室
2 「青少年を育てる小美玉市民の会」活動の推進	行政と連携し、また働きかけを行い、市民が一体となって、次代を担う青少年の健全な育成を図ります。青少年育成の善行表彰、「ファミリークッキング」、「子ども議会」の開催等活動を推進します。	生涯学習課

基本方針4 職業生活と家庭生活の両立の推進

(1) 多様な働き方の実現

国や県、関係団体と連携して広く啓発活動等を行い、すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる、多様な働き方を選択できる環境の整備に努めます。

①男性の子育て参加の推進

夫・父親の家事・子育て支援を推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 夫婦向けセミナーの開催	男性の家事参加を促進するための夫婦向けセミナーを開催し、夫婦が協力して子育てする学習機会を提供します。	生涯学習課
2 「おやじの会」活動の育成・支援	子どもとともに地域活動を行う「おやじの会」の活動を育成・支援し、父親の育児及び地域活動への参加を促進します。	生涯学習課

②子育て応援企業の普及促進

子育てに協力する企業の普及を図るため、育児休業制度やノー残業デーの周知・普及に努めます。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 子育て応援企業の普及・支援	仕事と子育ての両立の推進や、地域における子育て支援を実施する企業・事業所の取組を普及・支援します。登録された企業に対し、子育て企業登録証及び、登録マークを交付します。	子ども福祉課
2 育児休業制度の周知・普及	育児休業が安心して取得できる環境づくりのために、育児休業制度等の内容、規定整備の必要性等、制度の周知・普及を図ります。	子ども福祉課
3 ノー残業デーの周知・普及	企業に子育ての大切さについて理解を深めてもらうとともに、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の一環として、ノー残業デー（定時退勤日）の周知・普及を図ります。	子ども福祉課

③出産、子育て後の再就職の支援

県等と連携し、出産、子育て後の再就職に向けた支援を行います。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 出産、子育て後の再就職の支援	出産・育児を機に離職した女性が再就職できるように、茨城県等が実施する研修会、相談会等の情報提供を行います。	商工観光課

④労働に関する情報の提供

県及び関係機関と連携し、再就職に向けた研修会や相談会を実施し、情報提供を行います。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 労働に関する情報の提供	茨城県、21世紀職業財団の作成した再就職に関する研修会、相談会の開催、関係法令の周知のためのパンフレット、チラシの配布等を行い、労働に関する情報提供を行います。	商工観光課

⑤親が参加しやすい学校行事の推進

学校に対する理解を深め、両親が参加できるよう学校行事を検討します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 親が参加しやすい学校行事の推進	より多くの保護者が参加できるよう学校行事を工夫し、学校に対する理解を深める機会の拡大を図ります。	指導室

基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 子どもの遊び場の確保

公園は、市民の憩いの場として重要な役割を担っており、子どもや親子連れの来園者が安全に安心して利用できるよう、遊具等については定期点検等を行い、適正な維持管理に努めます。また、公共施設を積極的に開放する等、地域資源の有効活用を推進し、子どもたちが安心して集い、遊ぶことができる場所の確保に努めます。

①既存公園、遊び場の管理の強化

子どもたちが安全で安心して遊べる場の提供を図るため、公園等における遊び場の管理を強化します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 子どもの遊び場の管理体制の強化	子どもたちの安全な遊び場の確保のため、地域住民と協働して、管理体制の強化を進めます。	都市整備課
2 公園の遊具点検の実施	市管理公園の安全確保のため、定期的な遊具点検を行います。	都市整備課

②公共施設の有効利用

学校や幼稚園等の公共施設を開放し、子どもたちが遊べる場の提供と整備を行います。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 学校体育施設の開放	学校体育施設を開放し、子どもたちが集い、遊ぶことができる環境づくりを図ります。市民の利用要望に応え、管理体制等の改善を図ります。	スポーツ推進課

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

歩行者の安全を確保する道路環境の整備を推進します。

①道路環境の整備

子どもや親子が安心して通学や出かけることができる道路環境を整備します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 交通安全施設の設置	子どもや親子が安心して歩くことができるように、照明灯やカーブミラー等の交通安全施設の整備を推進します。	管理課

基本方針6 子どもの安全と人権の確保

(1) 犯罪被害から守るための活動の推進

警察や関係機関、地域組織と連携し、子どもの安全を確保する地域防犯体制を強化します。また、子どもたちの登下校時のパトロール等の活動を推進するため、自主防犯組織への支援を行います。

①防犯体制の強化

警察や関係機関と連携して、防犯体制の強化を図るとともに、自主防犯組織への支援を行います。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 防犯関係機関との連携強化	警察と関係機関、地域組織とを結ぶ防犯ネットワークの整備を図ります。	防災管理課
2 自主防犯組織への支援	自主防犯組織に対し、防犯講習会の実施や青色パトロール車の無償貸与を行います。	防災管理課
3 自主防犯活動の推進	子どもたちの登下校時のパトロールにより、子どもの見守り活動を進めます。	防災管理課

②防犯施設の整備

防犯のため、薄暗い場所や危険箇所には防犯灯を設置します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 防犯灯の設置	子どもたちの登下校時等の安全を守るため、薄暗い場所や防犯上危険な箇所等に防犯灯を設置します。	防災管理課

③関係機関・団体との連携

警察や関係機関・団体と連携し、防犯体制の強化を図り、子どもたちの安全な生活環境づくりを図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 防犯連絡協議会による支援	地域組織や警察等関係機関が一体となった防犯体制の充実を図り、地域における自主的な防犯活動を行います。	防災管理課

(2) 交通安全を確保するための活動の推進

各季の交通安全キャンペーン等、各種啓発活動の充実を図り、市民一人ひとりの安全意識を高めます。

①交通安全意識の醸成

交通安全教室を開催し、交通安全の意識啓発を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 交通安全教室の開催	学校等を対象に、警察官、茨城県の交通安全教育講師により、交通安全、交通指導の交通安全教室を開催します。児童の年齢に合わせて、講話、腹話術、実技指導等多彩な方法で交通ルールを指導します。	防災管理課

②交通安全活動の充実

子どもたちの交通安全に協力する人材を確保し、警察等と連携した交通安全指導を推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 通学路点検の実施	子どもたちの通学路の安全対策に万全を期するために、関係機関の協力のもと、通学路安全点検調査を行います。	学校教育課
2 登下校時の立哨活動	子どもたちが、登下校時に交通事故に遭わないように、街頭指導及び交通安全教室等を開催し、安全な登下校を図ります。	防災管理課

(3) 児童虐待防止対策の充実

発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・支援等に至るまで、関係機関・地域団体の幅広い参加による横断的な施策の取組を推進します。

①早期発見・早期対応のための取組

児童虐待を防止するため、ホームページ等による情報提供等の未然防止策から、早期発見・早期対応のための対策等、幅広い取組を推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 要保護児童対策地域協議会の充実	代表者会議や実務者会議及び個別ケース検討会議を開催し、要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護並びに関係機関の円滑な連携、協力の確保を図ります。	子ども福祉課
2 母子保健事業の活用	子どもの健やかな成長・育児環境を守るために、母子保健事業の場で早期に虐待予備軍を発見し、専門機関と連携し、速やかに適切な支援へとつなげます。	健康増進課
3 児童虐待防止法の周知	保護者や地域住民に、学校だよりやホームページ等の様々な機会を活用して、児童虐待防止法についてお知らせし、学校と関係機関が連携して子どもへの虐待を防ぎます。	指導室

②虐待を受けた子どもの保護・支援

訪問指導を行い、児童虐待の未然防止から虐待を受けた子どもやその家族への指導・助言を行います。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 訪問指導及び支援	食事、医療、生活環境等について、不適切な養育状態の家庭に対し、定期的に支援や見守りを行い、関係機関と連携して、適切な児童の養育環境の維持・改善、及び家庭の養育力の向上を目指し、指導、助言等の支援を行います。	子ども福祉課
2 在宅支援の充実	児童虐待の疑われる事案について、学校・関係機関が連携して状況を把握するとともに、チームで対策を検討する等、状況の改善に向けた取組を進めます。	指導室

基本方針7 特に援助を必要とする家庭への支援

(1) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の経済的支援を推進するとともに、関係機関との連携を図りながら、経済的自立を支援するために、職業訓練、就労促進のための情報提供、さらに親子の精神的負担の軽減を図るための相談体制、交流機会の充実を図ります。

①生活の安定と自立の促進

ひとり親家庭への情報提供や経済的支援を行うことで、社会的な自立を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 ひとり親家庭への医療費助成	ひとり親家庭の親、または子どもが健康保険で病院等にかかった場合、自己負担分の費用の一部を公費で助成します。	医療保険課
2 ひとり親家庭への就労情報の提供	ひとり親家庭へ就労情報を提供します。	子ども福祉課
3 児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活支援のため、児童扶養手当を支給します。	子ども福祉課
4 母子・父子福祉資金	20歳未満の子どものいるひとり親家庭に対し、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、修学資金や就学支度金等各種資金の貸付けを行います。	子ども福祉課

②交流機会の充実

ひとり親家庭同士の交流の場を提供し、仲間づくりと情報交換・共有を促進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 母子寡婦福祉会の活動推進	母子家庭等がお互いに親睦を深めるため、母子寡婦福祉会の活動を推進します。	子ども福祉課

(2) 障がい児を持つ家庭への支援の充実

障がいのある子どもがその可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活を送るために、一人ひとりの希望に応じた専門的な支援の充実を図ります。また、障がいの原因となる疾病や事故を予防するための取組、障がい等の早期発見・治療を図るための乳幼児の健康診査等を推進します。

①保健、医療、福祉、教育の連携による支援体制の強化

障がいのある、または疑いのある子どもに対し、保健、医療、福祉、教育の各部門で専門家等による適切な支援を推進します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 早期発見・早期対応の強化	母子保健事業の場で早期に障がいの疑いのある子どもを発見し、専門機関と連携し、速やかに適切な支援へとつなげます。	健康増進課
2 連携した支援体制の強化	障がいのある、また疑いのある子どもたちに一貫した支援が行えるよう、保健、医療、福祉、教育部門の機関の緊密な連携のもと、支援体制の強化を図ります。特に、急増する発達障がいのある子どもに対する、支援体制の強化を図ります。	社会福祉課

②日常生活支援の充実と自立支援

障がい児及びその家庭に対しニーズに応じた各種サービスを提供し、経済的・社会的な自立を支援します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づく自立支援給付のうち、障がい児が利用できる短期入所（ショートステイ）や居宅介護（ホームヘルプ）などの障がい福祉サービスを提供し、障がい児の健全育成と地域生活を支援します。	社会福祉課
2 障がい児通所支援事業	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う通所サービスを提供します。また、学校等に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に行う通所サービスを提供します。	社会福祉課
3 障がい児日常生活用具給付	在宅で生活する重度の心身障がい児の日常生活を容易にするため、必要に応じて日常生活用具を給付します。	社会福祉課
4 障がい児補装具費給付	障がい児の日常生活の能率を向上し、将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長するため、身体機能を補完・代替する補装具費の給付を行います。	社会福祉課
5 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童に対し、健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	社会福祉課
6 障がい児福祉手当	障がい児福祉手当、特別児童扶養手当等を支給し、障がい児とその家庭への経済的支援の充実を図ります。	社会福祉課
7 在宅心身障がい児福祉手当		
8 特別児童扶養手当		
9 重度心身障がい児への医療費助成	重度心身障がい児が健康保険で病院等にかかった場合、自己負担分の費用を公費で助成します。	医療保険課

③相談・指導体制の充実

関係機関が連携し、障がい児とその家庭への相談・指導の充実を図ります。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 連携による相談・指導体制の充実	保健、福祉、医療、教育部門が連携し、障がい児とその保護者への相談・指導体制の充実を図ります。	社会福祉課
2 障がい者手帳の交付	障がい児に対して一貫した指導・相談を行い、また各種の援護措置を受けやすくするために、障がい者手帳を交付します。	社会福祉課

④障がい児を持つ家庭の交流促進

関係福祉団体の活動活性化を促し、障がい児を持つ家庭同士の交流の場を提供します。

具体的な取組	取組内容	担当課
1 福祉団体の活動の活性化	障がい児を持つ家庭の社会参加と交流を促進するために、関係福祉団体を支援し、活動の活性化を図ります。	社会福祉課

(3) 子どもの貧困対策の推進

子どもの育つ力を育み、子どもたちが将来に希望が持てるよう、子どもの成長や家庭状況に応じた支援を図るとともに、子どもの貧困に関する調査・把握に努め、有効な施策の充実に役立てていきます。

第7章 計画の推進体制と進捗管理

本計画は、小美玉市の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。本計画の推進体制と進捗管理は以下のとおりです。

第1節 計画の推進体制

各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。また、社会・地域・家庭での支え合いの観点から、教育・保育関係者、子どもの保護者、学識経験者等から構成される「小美玉市子ども・子育て会議」が中心的役割を担いながら、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体、行政がともに協力して計画の推進に取り組みます。

第2節 計画の進捗管理

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以降の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画推進の中心となる「小美玉市子ども・子育て会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの市民の声が生かせるよう意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。

資料編

1. 小美玉市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 24 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、小美玉市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項

(2) 児童福祉法及びその他の子どもに関する法律による施策に関する事項

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子どもの保護者

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小美玉市次世代育成支援地域協議会設置条例の廃止)

2 小美玉市次世代育成支援地域協議会設置条例(平成18年小美玉市条例第101号)は、廃止する。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2. 小美玉市子ども・子育て会議議員名簿

(敬称略)

番号	氏名	区分	備考
1	竹内 昌信	学識経験を有する者	
2	関口 輝門		
3	皆藤 正造		
4	戸田 見良	子ども・子育て事業に従事する者	
5	森川 道成		
6	根本 光男		
7	久保田 輝男		
8	八木 健		
9	古関 文暁	子どもの保護者	
10	岩本 好夫		
11	橋本 理恵		
12	井坂 美里		
13	横島 正典		
14	小沼 友里恵		

3. 小美玉市子ども・子育て会議開催経過

開催日等		会議内容
第1回	平成31年4月23日(火)	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の集計結果について (2) その他
第2回	令和元年6月11日(火)	(1) 子ども・子育て支援事業計画の実施状況について (2) 美野里地区公立幼稚園の小学校教育への連携・接続について (3) その他
第3回	令和元年12月9日(月)	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) その他
第4回	令和2年2月18日(火)	(1) 美野里地区公立幼稚園の進捗状況について (2) パブリックコメントの結果及び第2期子ども・子育て支援事業計画(案)について (3) その他

4. 用語集

用語	解説
1号認定児童	満3歳以上で教育のみを必要とする児童。
2号認定児童	満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。
3号認定児童	満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。
育児休業制度	育児・介護休業法に規定される、子どもが生まれた後、1年間（両親ともに育児休業を取得した場合は1歳2か月。保育所に預けられないなどの事業がある場合は最長1年半。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。
児童養護施設	児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。
地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条に規定される、以下の13事業のこと。 ①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）、⑪放課後児童健全育成事業、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。
特定地域型保育事業	市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業。

用語	解説
トワイライトステイ	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合児童養護施設等で保護し生活指導や食事の提供をする事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。
認可	行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。
病児・病後児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等の為、育児支援・家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から子育て支援を受ける事業。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う一時預かり事業。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育園、幼稚園、医療機関などの様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議などを行う協議体。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

第2期 小美玉市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 小美玉市
編集 小美玉市 福祉部 子ども福祉課
住所 〒311-3495
小美玉市上玉里 1122 番地
TEL 0299-48-1111 (代表)
URL <http://www.city.omitama.lg.jp/>
